

# はじめに

我が国の人口構造は、世界でも例をみないほどの急激な人口減少と少子高齢化が進んでいます。また経済においても、国際化や高度情報化の急激な進展により将来の予測が難しい状況にあり、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。



こうした変化に対応しながら、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが非常に重要なこととなります。

このような状況の中、平成11年「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられ、法律や制度などの整備が進められてきました。

本町においても、こうした状況を踏まえ「第4次基山町総合計画」に男女参画推進体制の確立を掲げ、平成21年1月に基山町男女共同参画推進プラン策定委員会を設置し、町民のみなさまのご意見を反映させるため意識調査を実施しました。その調査結果を踏まえ、『基山町男女共同参画推進プラン及び基山町DV被害者支援基本計画』を策定しました。

今後は、この推進プランに基づき、本町の男女共同参画社会の形成に向けた具体的施策を、総合的かつ効果的に推進してまいります。町民の皆様方には、なお一層のご理解とご協力をお願い致します。

最後に、本推進プランの策定にあたり貴重なご意見やご提言を賜りました策定委員会の委員の皆様方をはじめ、ご指導、ご助言いただきました関係機関の皆様方に心よりお礼申し上げます。

平成23年3月

基山町長 小 森 純 一

# Contents.

## 第1部 推進プランについて

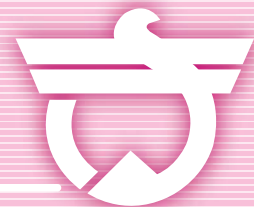
1. プランの趣旨	1
2. プランの基本理念	1
3. プランの目的	2
4. プランの目標	2
5. プランの位置づけ	2
6. プランの実施期間	2

## 第2部 プラン策定の背景

1. 世界（国際連合）の動き	3
2. 国の動き	4
3. 佐賀県の動き	5
4. 基山町の動きと意識調査の結果	5

## 第3部 計画の内容

1. プランの体系図	9
2. 推進のための指標	10
基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	11
基本課題① 男女共同参画に向けた広報・啓発活動の展開	11
(1) 男女共同参画のための広報・啓発の推進	
(2) 男女共同参画に関する情報収集・提供	
基本課題② 男女共同参画に向けた教育の充実	14
(1) 学校教育における男女平等の推進	
(2) 生涯学習における男女平等の推進	
基本課題③ 男女間のあらゆる暴力の根絶	18
(1) 暴力の予防と根絶のための意識づくり	
(2) 被害者の相談・通報・保護体制の整備	
(3) 被害者の自立支援の体制づくり	
基本課題④ 子ども・高齢者の虐待の根絶	22
(1) 児童虐待防止に向けて	
(2) 高齢者虐待防止に向けて	



基本目標Ⅱ あらゆる分野において男女がともに能力を発揮できる環境づくり	25
基本課題① 政策・方針決定の場への参画の推進	25
(1) 町の審議会等への女性の登用促進	
(2) 各種計画策定時の積極的な町民の意見反映	
(3) 管理・監督者への女性の登用促進	
基本課題② 働く場での男女共同参画の推進	27
(1) 事業所に対する男女共同参画の啓発促進	
(2) 農業・自営業分野での女性の労働条件改善の啓発	
(3) 就労環境の整備と支援	
基本課題③ 家庭生活での男女共同参画の推進	30
(1) 固定的性別役割分担意識の改革のための広報・啓発	
(2) 男性の家庭生活への参加促進	
(3) 子育て支援の充実	
基本課題④ 地域社会での男女共同参画の推進	32
(1) 地域社会での男女平等意識の醸成と地域活動への参画促進	
基本目標Ⅲ 男女がともに健康で安心して暮らせるまちづくり	34
基本課題① 生涯にわたる心と体の健康づくり	34
(1) ライフステージに応じた健康づくりの推進	
(2) 学童期における健康教育の充実	
基本課題② 年齢・障がいの有無にかかわらず、すべての男女が安心して暮らせるまちづくり	36
(1) 高齢者や障がい者などの福祉・社会参加の充実	
(2) すべての人にやさしいまちづくり	

## 第4部 推進体制

1. 推進体制の整備	38
2. 計画の進行管理	38

## 付属資料

• 男女共同参画社会基本法	40
• 佐賀県男女共同参画推進条例	46
• 基山町男女共同参画推進プラン策定委員会設置要綱	50
• 基山町男女共同参画推進プラン策定委員会委員名簿	51

## DV被害者相談機関の連絡先

## 第1部

# 推進プランについて

### 1 プランの趣旨

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた取り組みが着実に進められてきました。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等わが国の社会経済情勢の急速な変化に対応していくために、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、緊要な課題となっています。

平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が成立し、男女共同参画社会の実現が21世紀の日本の社会を決定する最重要課題と位置づけられました。

男女共同参画社会基本法では、国の計画の策定のほかに、地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めること、国民は男女共同参画社会づくりに努めることが定められました。

基山町においても、問題点を明らかにし、その解決を図るための施策を計画的に推進していくために、「基山町男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指します。

### 2 プランの基本理念

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指します。

また、本プランでは「男女共同参画社会基本法」の5つの基本理念を、あらゆる施策に反映させ推進していきます。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際的協調

### 3 プランの目的

このプランは、男女平等と男女共同参画社会を実現するための、基山町の基本的な考え方を明らかにするとともに、町が行う施策を体系化し、計画化したものです。

### 4 プランの目標

プランを実現するため、プランの基本理念に基づき、次の3つの基本目標を掲げました。これらの目標を、町と町民との協働と連携により進めていきます。

- I 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり
- II あらゆる分野において男女がともに能力を発揮できる環境づくり
- III 男女がともに健康で安心して暮らせるまちづくり

### 5 プランの位置づけ

- ① このプランは、基山町総合計画・基本計画に基づいています。
- ② このプランは、家庭・地域・学校・職場などの関係団体が男女共同参画社会づくりを推進する指針となるものです。
- ③ このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める男女共同参画計画です。
- ④ このプランにおける基本目標I「人権の尊重と男女共同参画の意識づくり」の基本課題③「男女間のあらゆる暴力の根絶」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項の規定に基づく基本計画とします。

### 6 プランの実施期間

プランの期間は平成23年度から平成32年度までの10ヵ年とします。

なお、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、5年後（平成28年度）に見直しを行うこととします。

## 第2部

# プラン策定の背景

### 1 世界（国際連合）の動き

男女共同参画社会形成への動きは、昭和50（1975）年、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」（第1回世界女性会議）で「世界行動計画」が採択され、各国の行動が開始されました。この年は「国際婦人年」と定められ、昭和51（1976）年から昭和60（1985）年までの10年を「国連婦人の10年」とし、各国政府に対して「世界行動計画」に基づく取り組みの推進を求め、女性の地位向上を図るための努力を世界的規模で行うことが決定されました。

昭和55（1980）年のコペンハーゲン会議では、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の署名式が行われました。この条約では、「機会の平等」だけでなく、「事実上の平等」を求め、目標は「男は仕事、女は家庭」と性別によって固定的な役割を決めるのではなく、男女とも「男らしさ」「女らしさ」ととらわれず、「自分らしく」生きることとしています。

昭和60（1985）年のナイロビ会議では、「国連婦人の10年」の間の成果を受けて、西暦2000年に向けて各国等が実情等に応じて効果的措置を探る上でのガイドラインとして「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択し、引き続き西暦2000年に向けて「国連婦人の10年」の目標達成のための努力を継承することが決定されました。

平成7（1995）年、北京で「第4回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」では、全世界が男女両性間における平和で公正な人間的な世界を創るという目的達成に向かって、すべての人の緊急かつ集中的な行動が要求されました。

平成12（2000）年6月にニューヨークの国際連合本部で、国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、男女平等の実現に向けた21世紀の基本路線となる「政治宣言」と「更なる行動と発議（イニシアティブ）」に関する文書（成果文書）が採択されました。この中には、あらゆる形態の暴力から女性を保護する目標や、「家事や育児に男性にも女性と同じ責任を共有するよう奨励する」など、男性の関与を強める努力目標が盛り込まれました。

平成17（2005）年、「第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」ハイレベル会合）」が国連本部（ニューヨーク）で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これらの完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める「宣言」が採択されました。

## 2 国の動き

国においては、世界女性会議を受けて、昭和52（1977）年、「国内行動計画」が策定され、以後国際連合を中心とした国政的な動きを受けて、男女間の差別撤廃に向けた取り組みが進められてきました。

昭和60（1985）年には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（「男女雇用機会均等法」）の制定や、国民年金法改正などの法律、制度の整備が進められ、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（「女子差別撤廃条約」）の批准国となり、昭和62（1987）年には、男女共同参画型社会の形成を目指した「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

平成6（1994）年には、男女共同参画社会の実現に向けて総合的、効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が設置されました。

平成8（1996）年、「男女共同参画2000年プラン」が策定され、その中で「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習等の見直し」や「女性に対する暴力の根絶」等の新たな課題が示されました。

平成11（1999）年6月、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられました。「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が策定され、都道府県に計画の策定が義務付けられました。

平成13（2001）年、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が公布され、平成14（2002）年4月から施行されました。その後、平成16（2004）年に一部改正され、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、国における基本計画の策定及び都道府県における基本的な計画の策定などの内容が規定されました。

平成17（2005）年、国内外の様々な状況変化に伴い、これまでの男女共同参画に関する取り組みを評価・総括し、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

平成20（2008）年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が一部改正され、保護命令制度の対象が生命等に対する脅迫にまで拡充されるとともに、裁判所は被害者からの申し立てにより「接近禁止命令」とあわせて「電話等を禁止する保護命令」を発することができるなど、被害者の支援の充実が図られました。また、市町村においても、配偶者からの暴力防止や被害者保護のための施策の実施に関する基本計画を策定することが努力義務とされました。

少子高齢化による労働人口の減少が進み、男性の長時間労働による様々な問題が浮上する中、女性の活躍による経済社会の活性化や男性にとっても暮らしやすい男女共同参画社会の形成を強調した「男女共同参画基本計画（第3次）」が、平成22（2010）年12月に策定されました。

### 3 佐賀県の動き

佐賀県においては、昭和60（1985）年、佐賀県婦人問題対策審議会の提言を踏まえ、「80年代佐賀県総合計画」の具体的方策として、「佐賀県婦人問題の推進方策」を策定しました。昭和63（1988）年、青少年婦人課に婦人係を新設し、「佐賀県長期計画」に男女共同参画の社会づくりを盛り込みました。

平成元（1989）年に県民意識調査を実施し、その結果を踏まえて平成2（1990）年「さが女性プラン21」を策定し、その推進項目に掲げていた佐賀県立女性センター（アバンセ）が平成7（1995）年3月に開館しました。

平成13（2001）年3月、本県の特性に応じた男女共同参画社会の形成を促進するための「佐賀県男女共同参画基本計画」が策定され、10月には男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、「佐賀県男女共同参画推進条例」が制定されました。

平成18（2006）年3月、「佐賀県男女共同参画基本計画」が改正されました。また、同年に「佐賀県DV被害者支援基本計画」が策定され、平成21（2009）年3月に改正されました。

### 4 基山町の動きと意識調査の結果

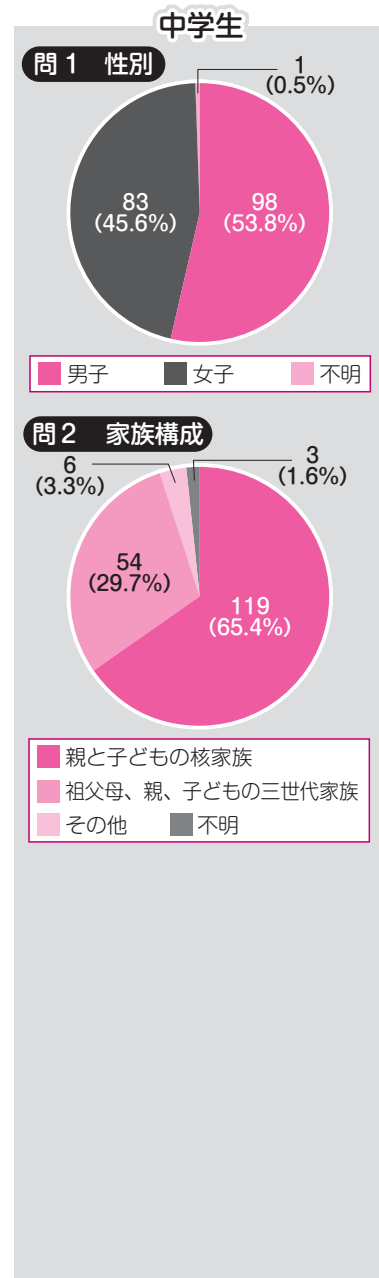
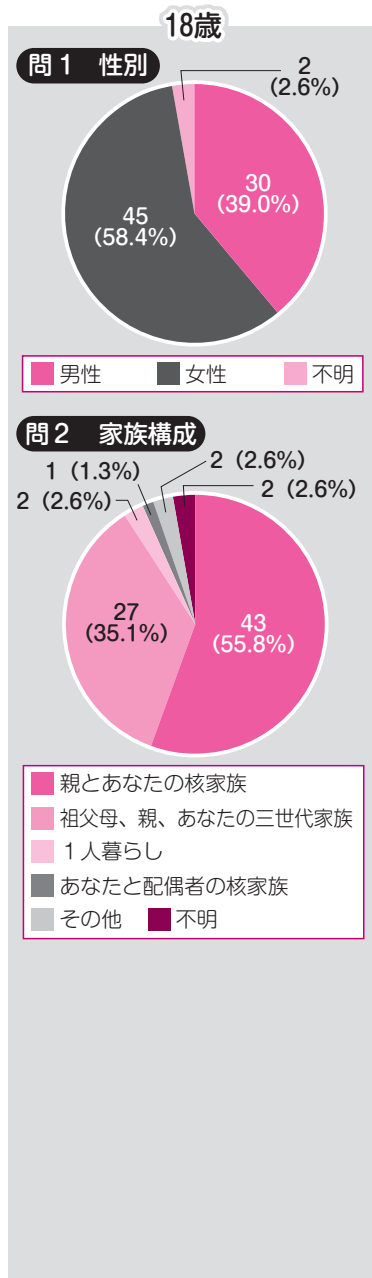
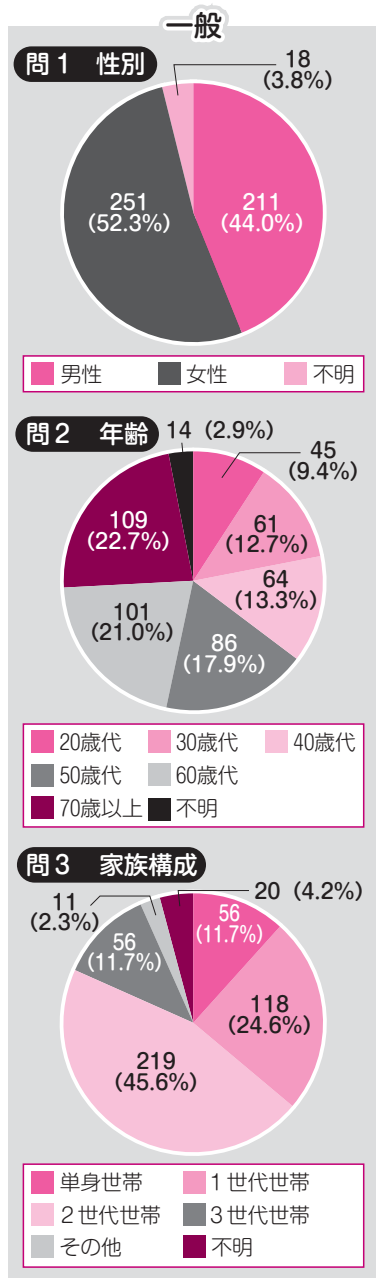
基山町は、平成18（2006）年に策定された「第4次基山町総合計画」に「男女共同参画の推進体制の確立」が盛り込まれ、男女共同参画の計画を策定することになりました。

まず、平成21（2009）年1月に基山町男女共同参画推進プラン策定委員会（公募委員2名と各種団体代表6名）を設置しました。町民の現在の男女共同参画意識を把握するため、7月には基山中学校の3年生、18歳の町民、20歳以上80歳未満の町民を対象に「基山町男女共同参画に関する意識調査」を実施しました。

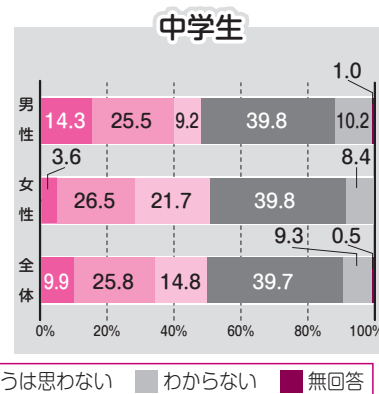
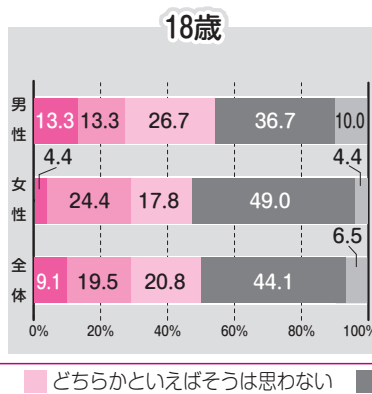
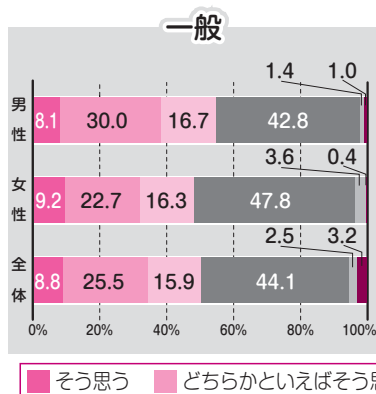
その結果、以下のような意識がうかがえました。

	調査方法	対象者	配布数	回収数	回収率
一般	郵送法	住民基本台帳から無作為抽出	1,000票	480票	48.0%
18歳	郵送法	基山町在住の18歳の男女全員	191票	182票	95.3%
中学生	中学校で配布、回収	基山中学校3年生全員	226票	77票	34.1%





「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して

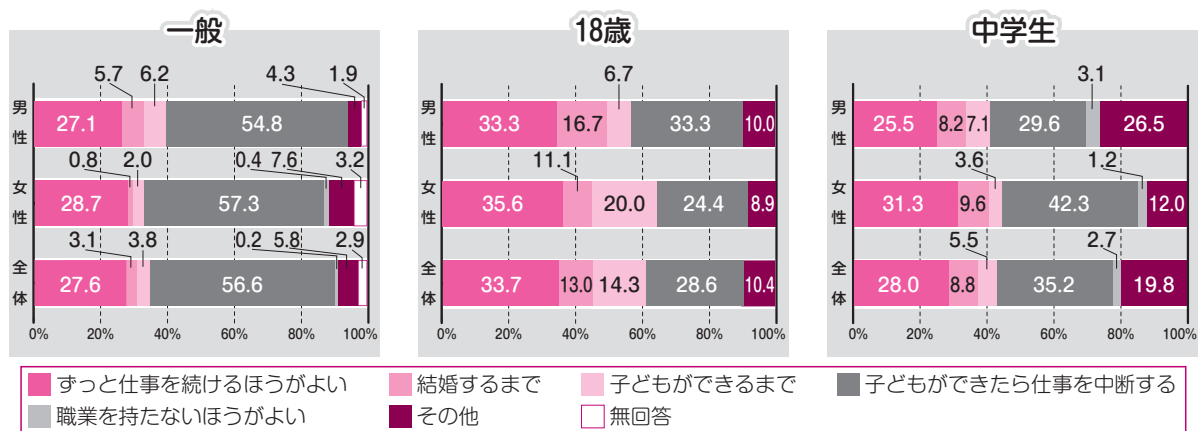


■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う ■ どちらかといえばそうは思わない ■ そうは思わない ■ わからない ■ 無回答

## 第2部 プラン策定の背景

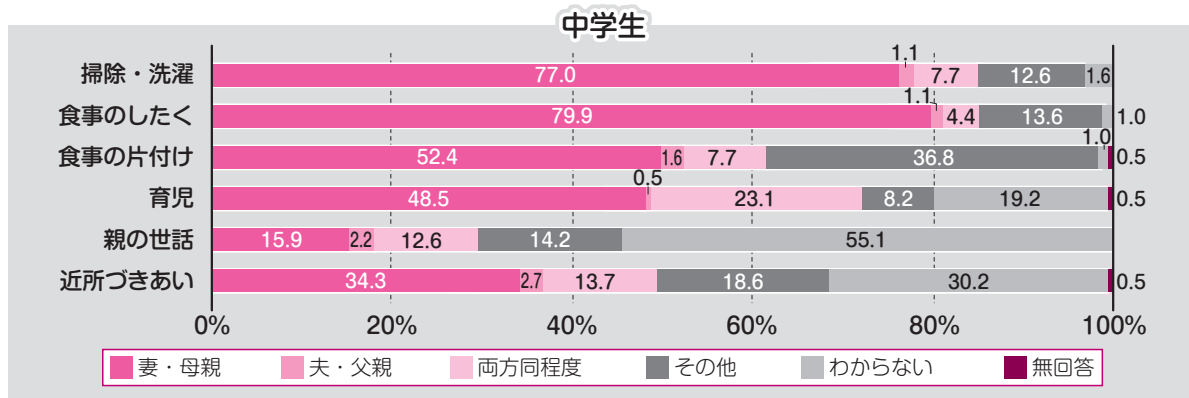
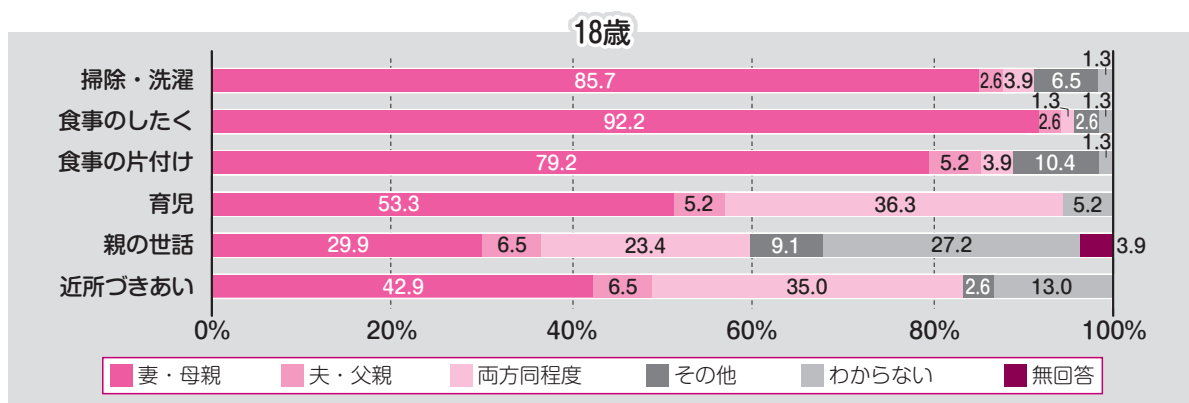
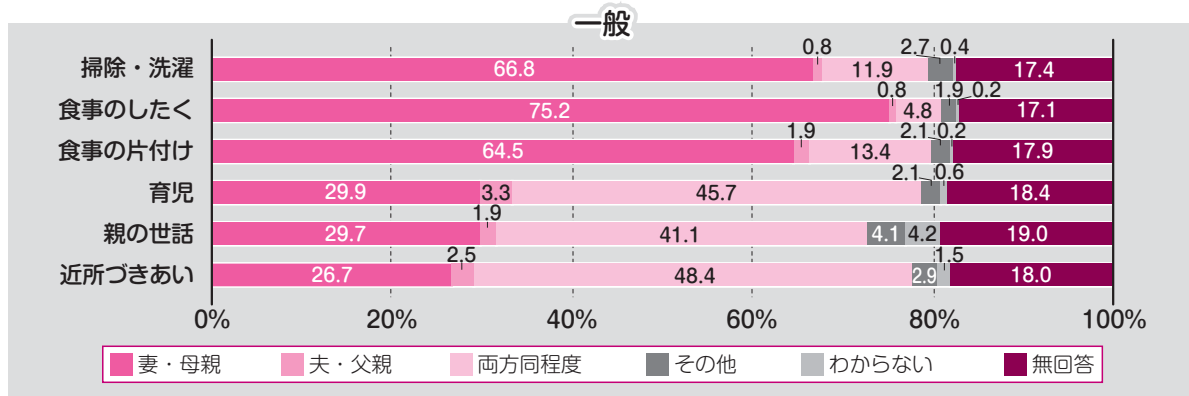
男女とも性別による“仕事、家庭”の役割の固定観念はなく、特に18歳は6割を超える人がこの考え方に賛同しないという結果が出ており、全国平均（反対派55.1%）よりも意識は高くなっています。中学生はこの考えに賛同しない人の割合が5割程度で、やや低めの結果となっております。18歳と中学生は「そう思う」と答えた男性の割合が1割を超え、女性に比べて高くなっているのが特徴でした。中学生は実際に仕事をしたことはないため、この結果は周りの影響が大きいと見ることができます。

### 女性が仕事を持つことについて



一般では「子どもができれば仕事を中断する」と考える人が5割を超えており、子どもが小さいうちは母親が家にいたほうがよいという考えが全体的に根強く残る一方、「ずっと仕事を続けるほうがよい」と考える人も3割近く、18歳に関しては3割を超えていました。全国的には「ずっと仕事を続けるほうがよい」という考えが、「子どもができれば仕事を中断する」という考えを上回っており、ここは基山町の特徴といえます。また、18歳の意識調査では、約2割の女性が「子どもができるまで」と考えており、一般や中学生には見られない傾向でした。

## 家庭での役割分担



実際は家庭のことに関しては女性の負担が大きいことがわかりました。その背景には、男性は職業労働にける時間が長く、家庭のことにかける時間が短いことが関係していると思われます。

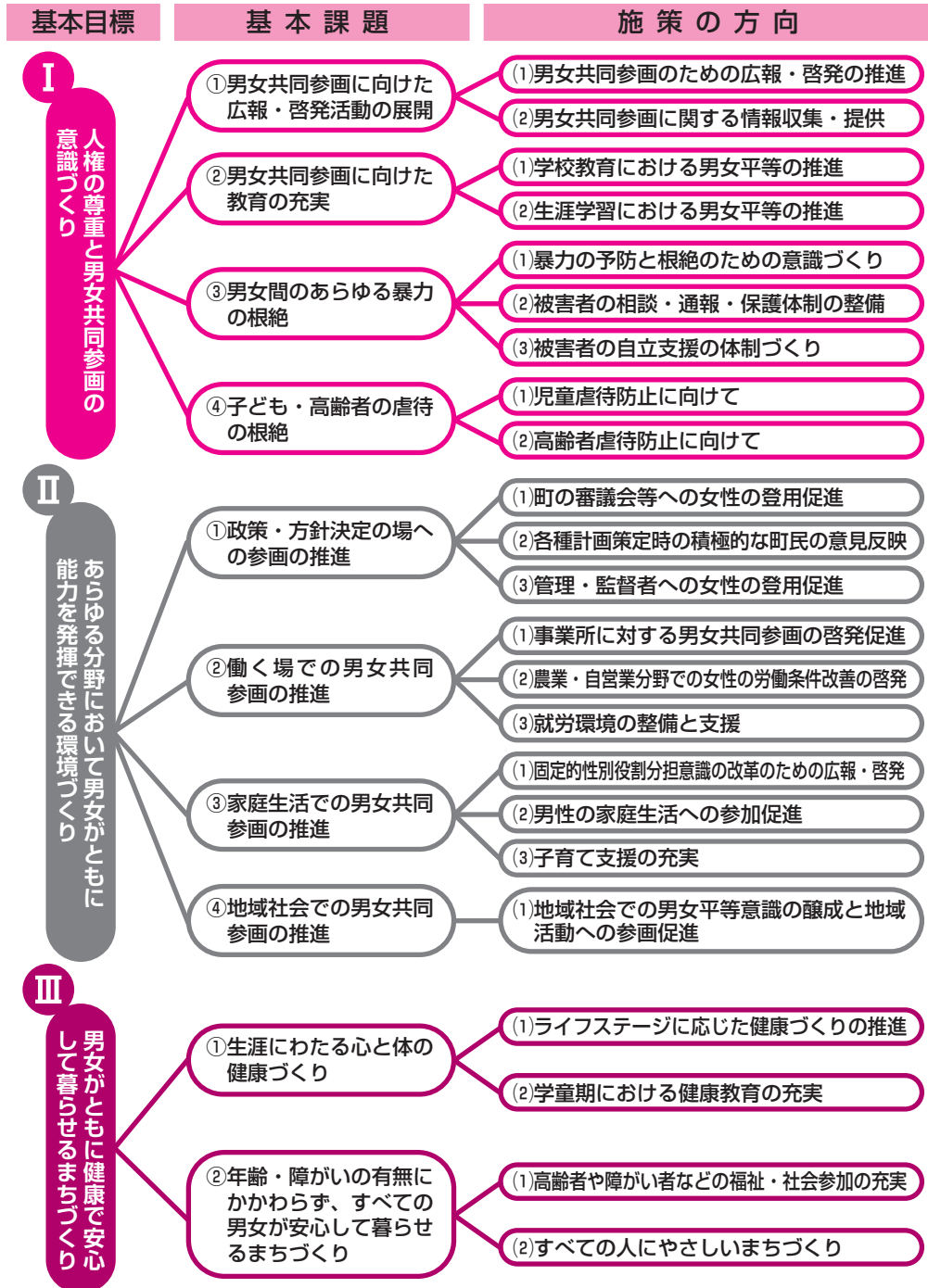
男女とももっとコミュニケーションを図り、役割分担や支え合いの部分でお互いを理解しあうことが必要であることがわかりました。

委員会では、男女が共に参画するための問題点を探り、基山町に必要な施策について協議を重ね、この「基山町男女共同参画推進プラン」の策定を進めてきました。

# 第3部

# 計画の内容

## 1 プランの体系図



## 2 推進のための指標

男女共同参画社会は、行政の施策だけでは実現できません。町民のみなさん一人ひとりが理解を深め、地域団体や事業者など様々な活動のなかで取り組むことが必要です。

そこで、家庭、学校、職場、地域の中の身近なことから「指標」を設定し、平成27年度までの目標値を定め、目標達成に向けて取り組んでいくこととします。

### 基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

主な指標	単位	現状 (H21年度)	目標値 (H27年度)	摘要
社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の平等感（男性の方が優遇されていると感じている割合）	%	69.8		男女共同参画に関する町民意識調査（一般対象）
「男女共同参画社会基本法」という言葉の認知度（聞いたことがある・内容まで知っている割合）	%	58.4		男女共同参画に関する町民意識調査（一般対象）

### 基本目標Ⅱ あらゆる分野において男女がともに能力を発揮できる環境づくり

主な指標	単位	現状 (H21年度)	目標値 (H27年度)	摘要
審議会等委員女性参画率	%	16.1	21	市町における男女共同参画進捗状況調査
女性委員がない審議会等の数		3	0	市町における男女共同参画進捗状況調査
「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考えに賛同しない割合	%	60.0		男女共同参画に関する町民意識調査（一般対象）

### 基本目標Ⅲ 男女がともに健康で安心して暮らせるまちづくり

主な指標	単位	現状 (H21年度)	目標値 (H24年度)	摘要
住民健診の受診率	%	36	65	基山町特定健康診査等実施計画

※住民健診の受診率については、実施計画が平成24年度までになっているため、目標値の設定も24年度としている。

## 基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

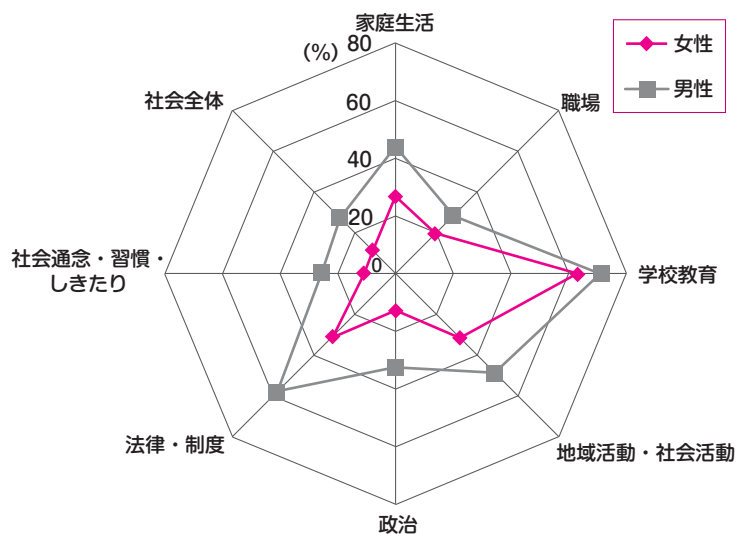
### 基本課題① 男女共同参画に向けた広報・啓発活動の展開 ……………

#### ■現状と課題

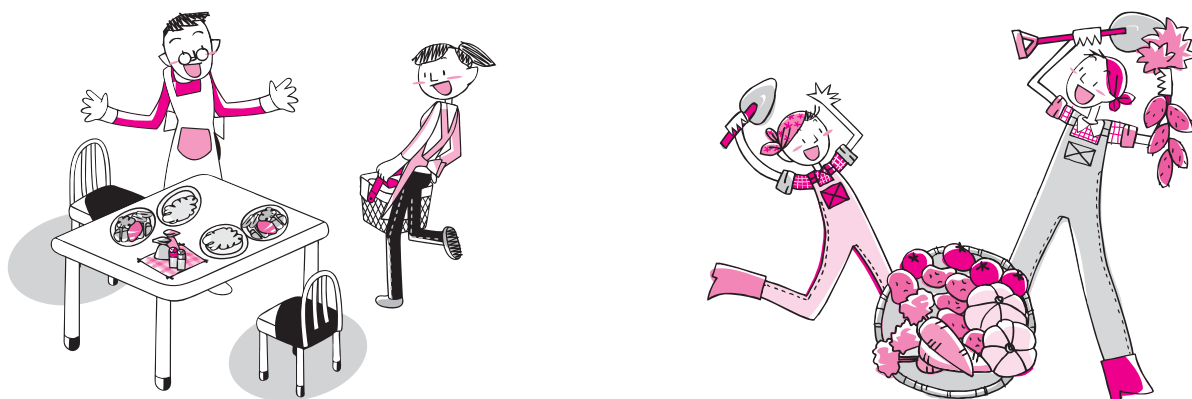
平成21年度に実施した「一般対象意識調査」によると、男女の地位の平等感に関する質問に対しては、“学校教育の場”が最も高く、男女とも6割以上が平等と答えています。平等感が低く、さらに男性の方が優遇されていると感じている分野は“社会全体”“社会通念・習慣・しきたり”“職場”です。

すべての分野において、女性よりも男性の方が「男女平等である」と感じている割合が高く、特に“政治”“法律・制度”“社会通念・習慣・しきたり”“社会全体”では、その差が女性の割合の約2倍となっており、男性と女性では認識の違いがあり、地位の不平等感が存在しています。

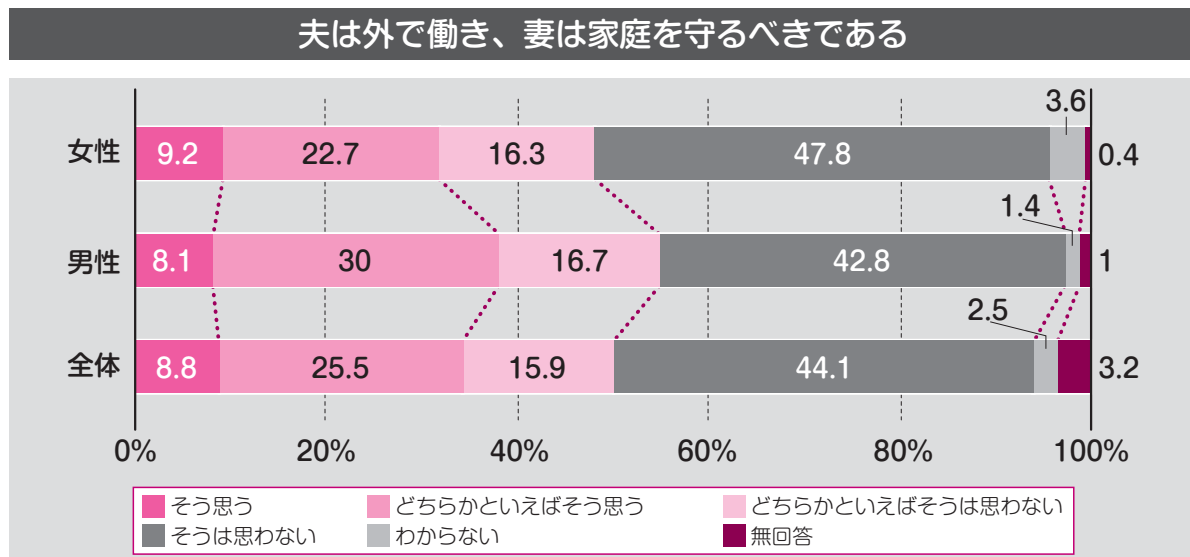
#### 各分野での男女の平等感



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：平成21年）



また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに賛同しない人の割合は、全国55.1%と比べて本町は60.0%と高くなっていますが、実際の家庭生活では、家事・育児・介護はほとんど女性（妻）の役割で、意識と現実が大きく乖離しています。



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：平成21年）

こういった男女共同参画社会の実現を阻害するおそれがある慣行や意識は、長い間の積み重ねの中で形成されたものであり、今後、あらゆる機会をとらえて、正しい理解が得られるような継続的かつ有効な啓発活動を実施していく必要があります。

#### 70代以上男性

男女共同参画を推進するに当たっては、男女の特性を生かして、共同しあうことが肝心だと思います。もちろん、男女ともに能力を発揮できる面では、協力し合い男女同等にしていくべきでしょう。

#### 20代男性、30～60代女性

男性と女性がお互いを尊重し、できることをしていればいいのではないのでしょうか。すべてが平等ということの方が不可能であると思います。

#### 20～60代女性

個人の尊重が大切。家事の分担や介護のこと、日頃生活をするうえでは、その人の状況や得意分野で判断し、性役割で決めるべきではないと思います。「性」が「個」をつぶさないようにしてほしいです。



男女共同参画に関する意識調査（一般対象）より

■行政の取り組み

施策の方向(1) 男女共同参画のための広報・啓発の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
男女共同参画に関する広報	男女共同参画についての理解を深め、性別役割分担意識 <sup>*</sup> を払拭するため、町の広報誌やホームページ、ポスターなど様々な媒体を通じて定期的な情報の提供を行います。	総務課
男女共同参画啓発事業の実施	男女共同参画に関する出前講座や研修会、フォーラム等を開催し、町民の男女平等意識の変革を図ります。	総務課
町職員の研修	行政が率先して男女共同参画を進めるため、町職員に対する男女共同参画関係の研修を充実させ、職員の男女共同参画に対する意識を高めます。	総務課

施策の方向(2) 男女共同参画に関する情報収集・提供

具体的施策	施策の内容	担当課
意識調査の実施、結果の公表	男女共同参加に関する意識・行動について現状を把握するために、推進プラン見直し時には「男女共同参画に関する町民意識調査」を実施し、その結果を施策推進の基礎資料とするとともに、広報誌やホームページなど様々な媒体を通じた情報提供に努めます。	総務課
図書の充実	基山町立図書館において、「男女共同参画コーナー」を設け、男女共同参画に関する書籍の充実を図り、積極的な情報提供を進めます。	教育学習課

■町民に期待される取り組み

- 身近な生活の中で、男女に不平等な習慣やしきたりがないかをチェックし、改善策を考えてみましょう。
- 性別にとらわれない生き方について考えてみましょう。
- 男女共同参画に関する講演会やフォーラムなどのイベントに、積極的に参加しましょう。
- 町の広報誌やホームページ上の男女共同参画に関する情報を積極的に利用、活用しましょう。

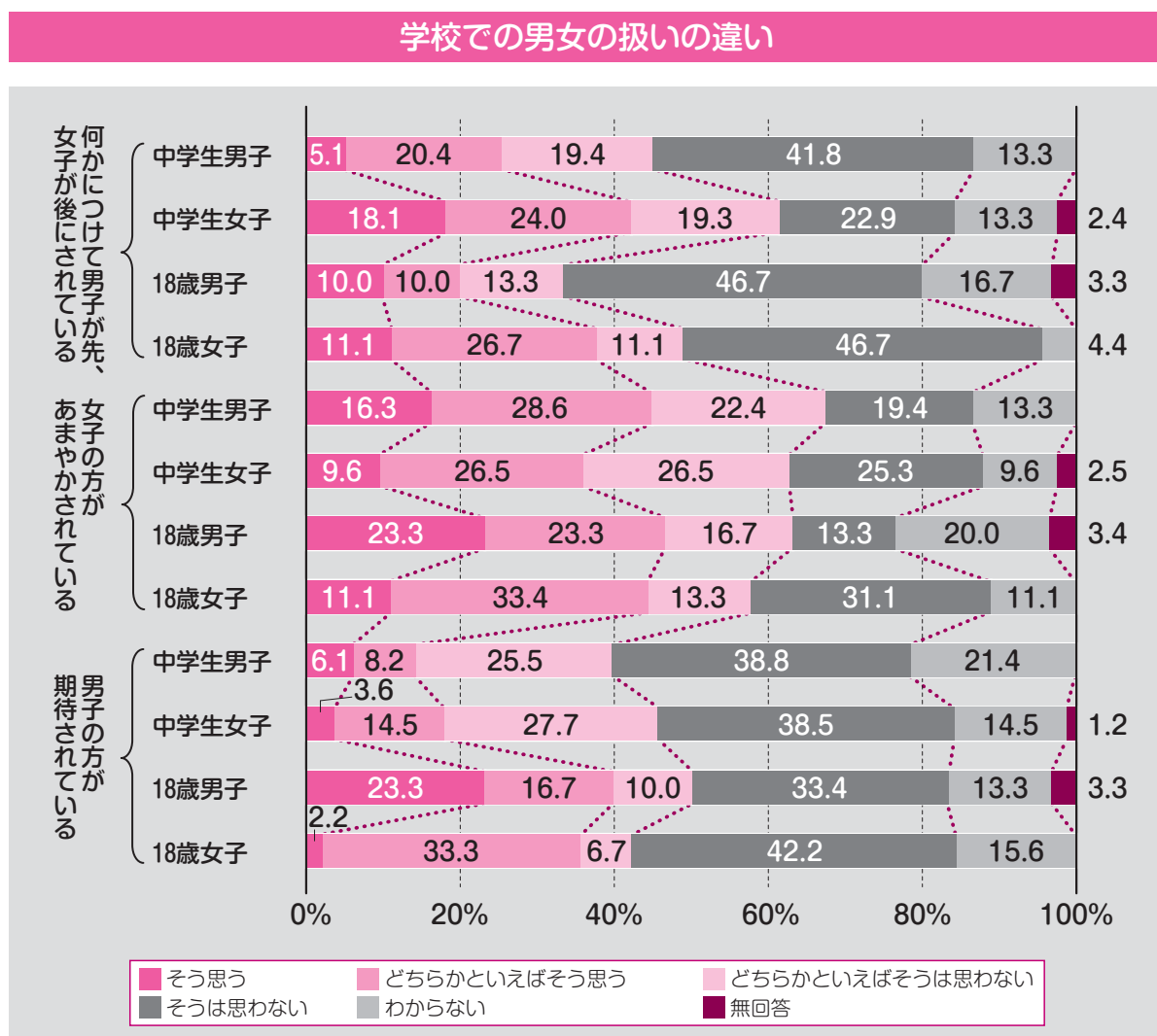
<sup>\*</sup>性別役割分担意識：男性・女性で異なる役割が与えられ、その役割の遂行を期待する意識のことを言います。「男は仕事、女は家庭」といったような考え方です。



## 基本課題② 男女共同参画に向けた教育の充実

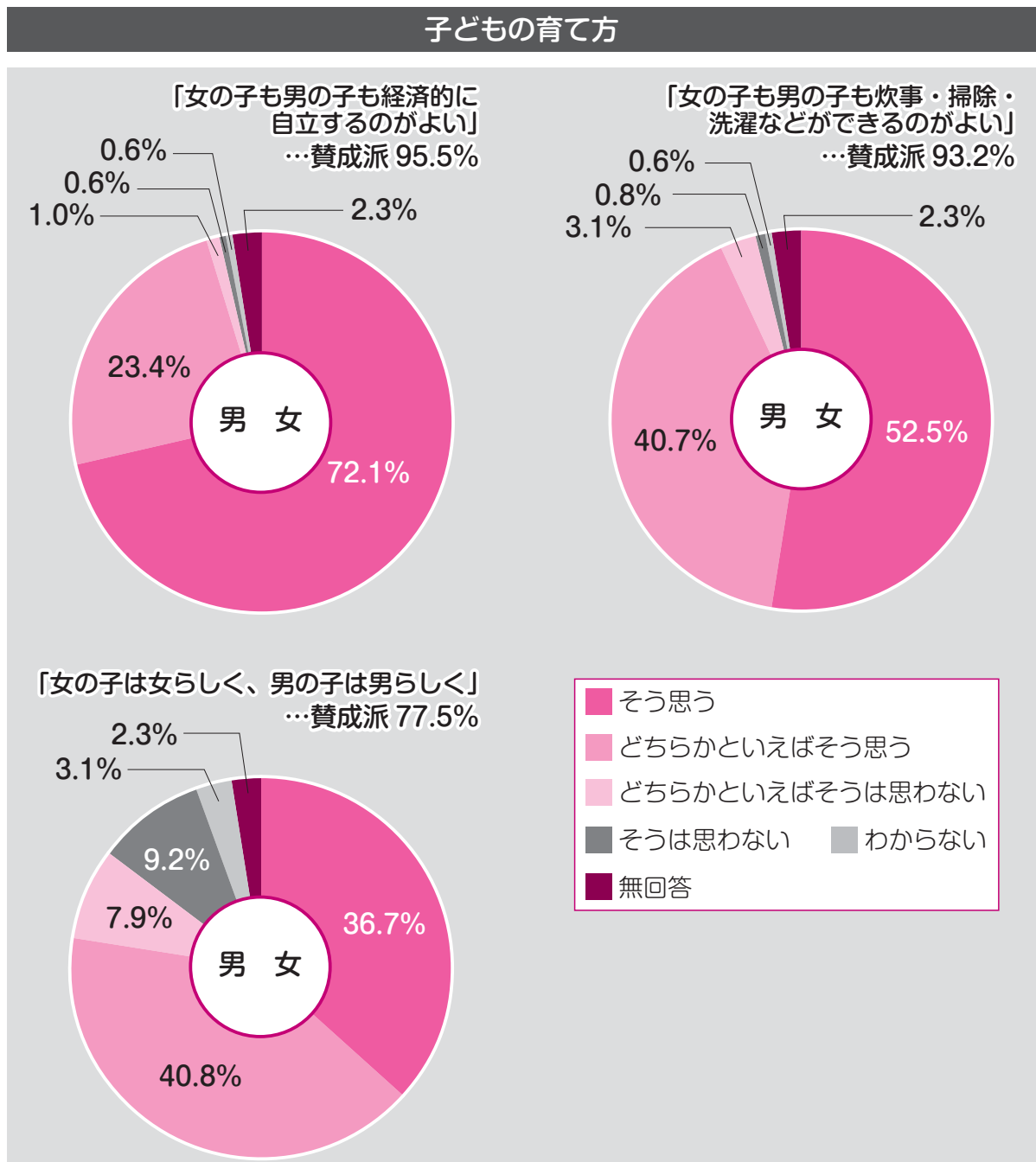
### ■現状と課題

平成21年度に実施した「一般対象意識調査」によると、「学校教育の場」での男女の平等感は、ほかの分野と比べて大変高くなっていますが、「中学生対象意識調査」「18歳対象意識調査」によると、学校での男女の扱いの違いに関する質問では、“何かにつけて男子が先、女子が後にされている”と感じている女子の割合が多く、“女子の方があまやかされている”と感じている男子の割合が多くなっています。ここから、男子生徒は「女子は厳しくされない」と認識し、女子生徒は「男子の方が期待されている」と認識する学校の状況が推測されます。



資料：「男女共同参画に関する意識調査（中学生対象）（18歳対象）」（基山町：平成21年）

また「一般対象意識調査」によると、女の子の経済的自立、男の子の家事能力という個人の生活能力に関しては、性別に関係なく能力を伸ばしたほうがよいと考える人が90%を超えています。しかし、“女らしさ、男らしさ”という性格にかかわる部分では、性別によって育て方を決めたいほうがよいという考え方が77.5%を占め、かなり根強いことがわかります。



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：平成21年）

これからの社会を担う子どもたちが、社会の中で自分らしく生きていくためには、性別にかかわらず個人の個性や能力を尊重し、伸ばしていく教育が必要です。

今後は、学校はもとより、保育園や幼稚園など早い時期からの人権の尊重や男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性などについて、指導していく必要があり、教育関係者や保護者への男女共同参画に関する意識啓発を推進していくことも重要な課題となっています。

また、あらゆる世代の町民に対して、男女共同参画について学習の機会を提供し、男女平等意識を浸透させていくことが必要です。

## みんなの声

男女共同参画に関する意識調査（一般対象）より

### 50代女性

子どものころからの男女平等と相互理解の考え方の教育が重要だと痛切に感じています。

### 60代男性

男性・女性の本能を失わないような教育が必要だと思います。

### 70代以上男性

今の世の中、男性が女性化し、女性が男性化していると思う。女性は女性らしく、男性は男性らしくあるべきであり、教育面や子育てに留意してほしい。

### 70代以上女性

私たちが生きてきた時代とはがらりと変わりました。女性も大いに勉強して、男性と同等に認められる社会で、はばたいしてほしいです。



## 中学生のなりたい職業ベスト3！

（中学生対象意識調査より）

	男子		女子	
1	スポーツ選手	30名 30.6%	保育士	29名 39.4%
2	エンジニア	26名 26.5%	美容師、理容師	21名 25.3%
3	公務員	19名 19.4%	パティシエ、料理人	17名 20.5%
3	建設業	19名 19.4%		

男子と女子では、将来なりたい職業に大きな違いがありました。

男子は「スポーツ選手」「エンジニア」などの理系分野の仕事が多く、いわゆる「男らしい」職業への志向が高い結果になっています。また、「公務員」という回答数も多く、家計の稼ぎ手としての安定志向もうかがえます。

一方女子では、家事・育児が社会化された職業、つまり、ケア役割（いわゆる他者のお世話役）の仕事が多くなっていました。

■行政の取り組み

施策の方向(1) 学校教育における男女平等の推進

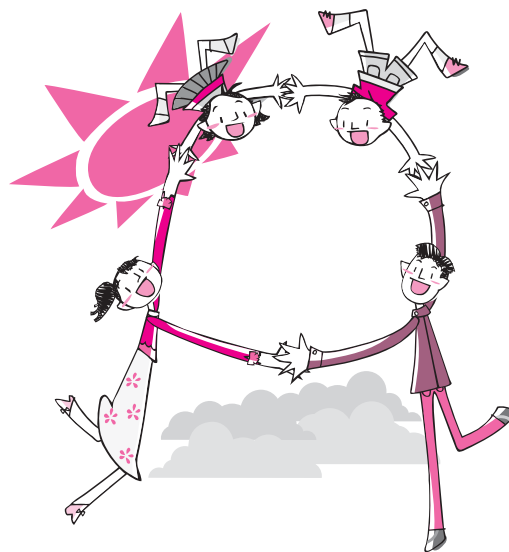
具体的施策	施策の内容	担当課
学校内の慣習の見直し	固定的性別役割分担 <sup>*</sup> にとらわれた慣習がないか、男女共同参画の視点に立って、学校の諸活動などを再点検し、必要に応じ改善します。	教育学習課
個性に応じた進路指導	性別にとらわれず、一人ひとりが主体的に進路選択できるよう、多様な生き方を含めた進路指導の充実を図ります。	教育学習課
自立・職業意識を育む学習の充実	性別にとらわれない勤労観や職業観を育むための社会活動、職場体験活動を推進し、実体験を通じた学習を進めます。	教育学習課
保育・教育関係者の意識を高める	国、県、その他関係団体が実施する研修を積極的に活用し、男女共同参画の視点に立った教育を実践する人材を育成します。	教育学習課 こども課
保護者に対する意識啓発の推進	PTA、保護者会などに対し、男女共同参画をテーマとする学習会を行うよう働きかけます。	総務課 教育学習課 こども課

施策の方向(2) 生涯学習における男女平等の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
女性の能力開発の支援	女性が自らの意思で社会のあらゆる分野で参画できる力をつけるため、各種講座、研修会を案内・周知します。	総務課 教育学習課

■町民に期待される取り組み

- 学校の男女平等教育に関心を持ちましょう。
- 家庭では、性別役割分担意識にとらわれず、子どもの個性を伸ばす教育を心がけましょう。
- 男女共同参画の視点に立った講座に積極的に参加しましょう。



<sup>\*</sup> 固定的性別役割分担：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男性は仕事、女性は家事・育児」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

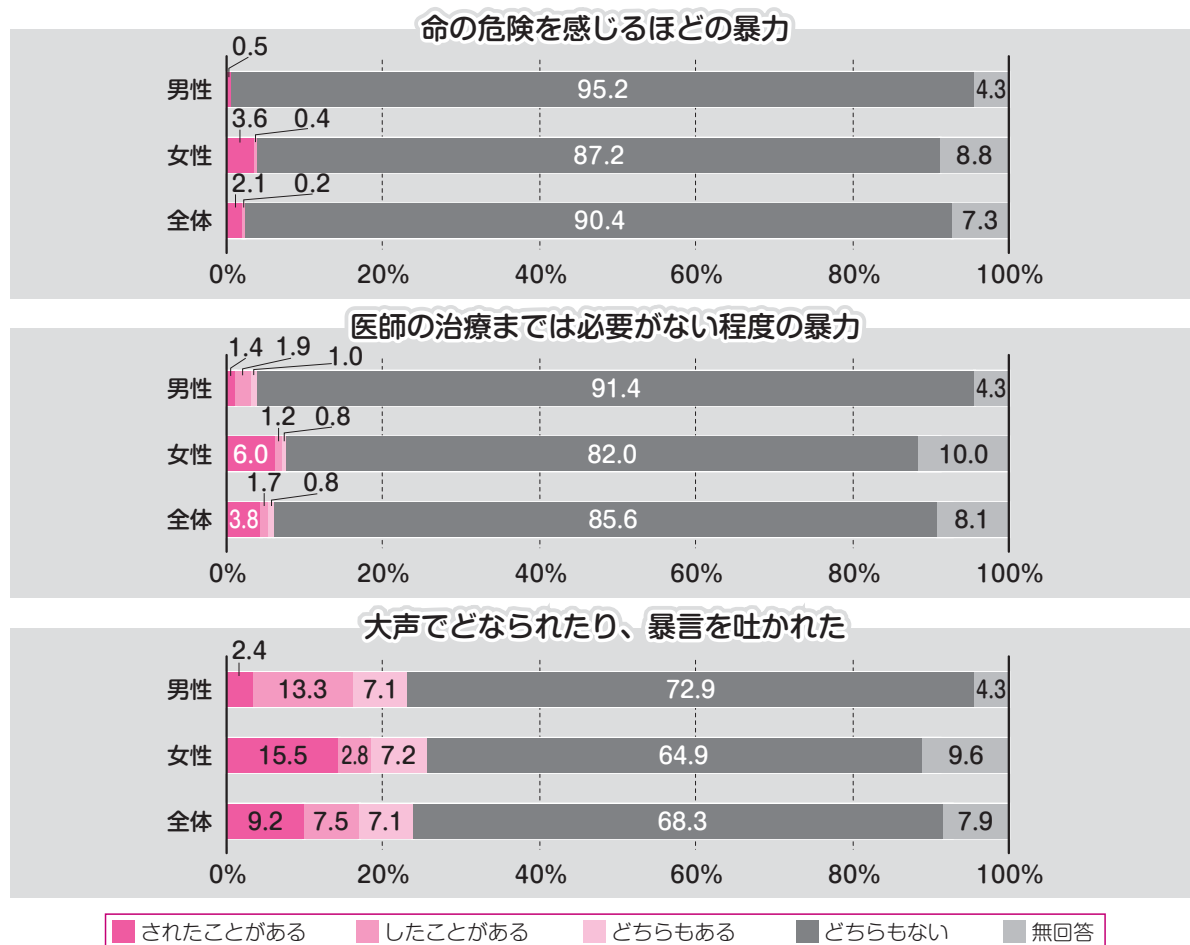
## 基本課題③ 男女間のあらゆる暴力の根絶

### ■現状と課題

平成20年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、市町村においても配偶者からの暴力防止や被害者保護のための施策の実施に関する基本計画を策定することが努力義務とされました。

基山町においても、配偶者及びパートナーからの暴力等の防止及び被害者への支援を推進するため、この基本計画に基づき総合的かつ計画的に被害者支援の充実、強化を図ります。

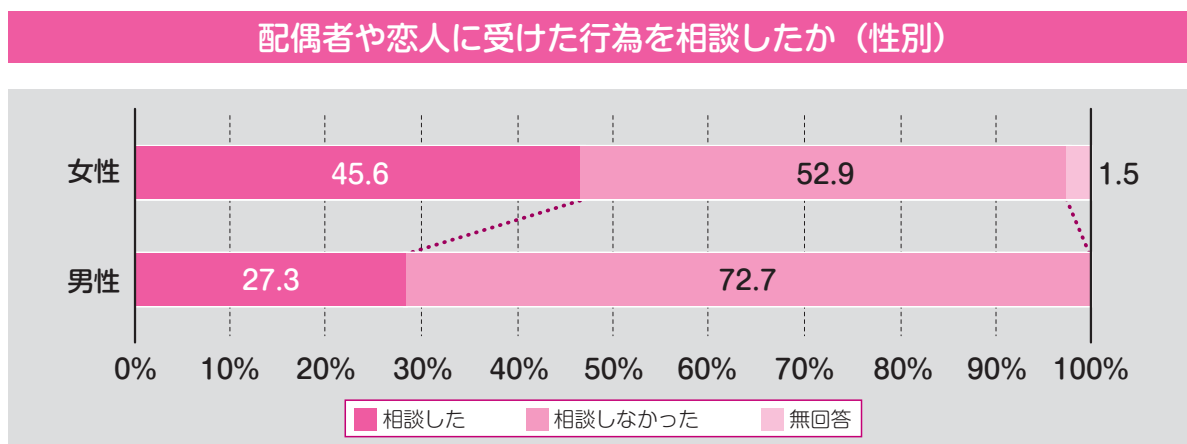
平成21年度に実施した「一般対象意識調査」によると、配偶者やパートナーからの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス（DV）<sup>\*</sup>については“（されたこと、したことが）どちらもない”と答えた割合が高い一方で、身体的暴力、精神的暴力の経験者がいることがわかりました。暴力の被害を受けた被害者はいずれも女性のほうが割合が高くなっていますが、男性の被害者もいることがわかりました。



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：平成21年）

<sup>\*</sup>ドメスティック・バイオレンス（DV）：夫婦や恋人など親密な間柄にある男女（パートナー）間において、おもに男性から女性に加えられる身体的・精神的・性的な暴力を指します。

しかし、暴力の被害を受けた人のうち、“相談しなかった”人は全体で56%近くに上り、男性では殆ど相談していませんでした。暴力を受けると被害者は自尊感情が低くなり、「自分が悪いので被害を受けた」「人に知られると恥」などと思い込んで、結局は他人に言えずに抱え込むという心理的特徴があります。



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：平成21年）

暴力は犯罪行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を広く浸透させ、暴力行為の防止と、早期に発見するために正しい知識を啓発していくとともに、相談窓口の周知徹底を図る必要があります。

また、DV被害者の自立に際し、物心両面からの継続した支援が必要です。

彼女（相談者）が、夫やパートナーのことを、「怖い」と感じているようなら、彼女はDVの被害を受けている可能性があります。

#### DVを見つけるための5つの質問

- ①彼から、自分の気持ちを傷つけられたと感じたことはないですか？
- ②あなたの彼はこれまでに、あなたを叩いたり、蹴ったりしてあなたを傷つけたことはないですか？
- ③あなたは、彼のことを「怖い」と感じたことがありますか？
- ④彼が、あなたを「コントロールしようとしている（彼の思うようにしようとする）」と感じたことがありますか？
- ⑤いろいろなことで2人の意見が合わないとき、彼はどうしますか？

※裏表紙に「DV被害者相談機関の連絡先」を載せております。

## ■行政の取り組み

### 施策の方向(1) 暴力の予防と根絶のための意識づくり

具体的施策	施策の内容	担当課
配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発	配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であるという認識を深めるため、広報誌やホームページ等を利用した啓発活動を展開します。 また、県、近隣市町、関係団体等で行われている研修会、学習会等を積極的に活用・周知し、研修の機会を提供します。	総務課
関係課職員のDVに対する理解の促進	DV問題に対する理解を深め、迅速・的確な対応を図るため職員研修会を実施し、DVに関する理解促進を図ります。	総務課
セクシャル・ハラスメント※ 防止に向けた啓発の実施	広報誌やホームページ等を活用して、セクシャル・ハラスメントのない職場づくりを呼びかけます。 また、事業所におけるセクシャル・ハラスメント防止に向けて、情報提供や啓発に努めます。	総務課 企画政策課

### 施策の方向(2) 被害者の相談・通報・保護体制の整備

具体的施策	施策の内容	担当課
相談窓口の周知徹底	配偶者等からの暴力被害者のために、各種関係機関の相談窓口を定期的に広報誌等に掲載し、周知徹底を図ります。	総務課
通報体制の整備	DV被害を発見しやすい立場にある民生児童委員、医療機関、学校等と連携し、被害者の意思を尊重しながら、警察や県の配偶者暴力相談支援センター等へ通報できる体制づくりに努めます。	健康福祉課 教育学習課
庁舎内の連携強化	被害者に関係のある部署の連携を強化するため、連絡会議を設置し、情報交換や二次被害※の防止等に努めます。特に、県が作成した「DV被害者対応マニュアル」や「県内共通相談シート」等を活用することにより情報の共有化を図ります。	総務課 税務住民課 健康福祉課 こども課 教育学習課 まちづくり 推進課
被害者の緊急・一時的保護体制の整備	被害者やその家族、支援者からの通報があった場合、警察、医療機関その他関係機関と連携を図り、被害者が安全に避難できるよう支援する体制づくりに努めます。また、被害者の一時保護が決定した場合には、一時保護施設までの同行支援ができるような体制の整備を図ります。	健康福祉課
DV被害者の個人情報保護の徹底	被害者の情報が加害者に漏れないよう、厳格な情報管理体制の整備を図ります。	税務住民課 健康福祉課

※セクシャル・ハラスメント：「性的いやがらせ」の意味で、略して「セクハラ」と言われています。相手の心を傷つけたり、不快感を感じさせたり、さらには相手に不利益を与えるような性的な言動を指します。

※二次被害：相談に行った先で心ない対応をされて、DV被害者がさらに傷つくことをいいます。被害を受けた人がそれを訴え出たときに信じてもらえなかったり、お前が悪いんだとせめられたりすることで相談することを諦めたり、自分を責めたりしてさらに傷ついてしまいます。

施策の方向(3) 被害者の自立支援の体制づくり

具体的施策	施策の内容	担当課
自立を支援する環境整備、生活支援	生活保護の適用、母子生活支援施設における保護の実施、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付制度など、被害者にとって利用可能な福祉制度等についての情報を提供し、自立を支援します。また、町営住宅へのDV被害者の優先入居の検討を進めていきます。	健康福祉課 まちづくり 推進課
自立のための心のケアの充実	心のケアが必要な被害者に対しては、町、保健福祉事務所及び児童相談所等の関係機関の連携による見守りや関わりなどの支援に努めます。	健康福祉課

■町民に期待される取り組み

- 男女がよきパートナーとしてお互いの人権を尊重しましょう。
- 暴力は人権侵害であり、犯罪であるという認識を持ちましょう。
- 周囲に配偶者やパートナー等から暴力を受けている人がいたら専門機関を紹介し、相談することを勧めましょう。
- 暴力の被害にあった時は、一人で悩まず、周りの人や相談機関などに相談しましょう。

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



内閣府男女共同参画局が、平成13年10月から12月にかけて広く一般から募集し、多数の応募作品の中から決定しています。

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握り締めたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。



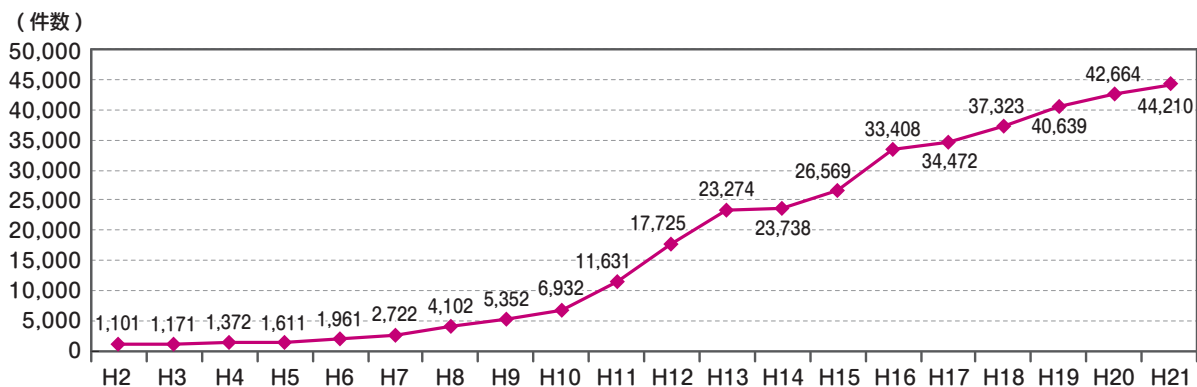
## 基本課題④ 子ども・高齢者の虐待の根絶 .....

### ■現状と課題

近年の子育てや介護をめぐる大きな環境の変化の中で、死亡事件につながるような深刻な児童虐待が多発し、在宅における高齢者虐待についても実態が明らかになってきています。

児童虐待相談件数は、全国、県内ともに右肩上がりの状況です。増加している一因として、虐待に対する認知が広がり、虐待通報がなされる状況があるとも考えられますが、一方で死亡事件につながるような深刻な虐待（ネグレクト<sup>\*</sup>、体罰等）が多発しているのも事実です。

全国の児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数



資料：厚生労働省「児童相談所における児童虐待相談対応件数」2010年7月報道発表資料

親の被虐待体験や社会的孤立、社会的未熟、養育能力不足、発達障がいや知的障がい等障がいをもっている子どもへの間違った認知が複雑に絡み合っ、児童虐待の原因となっています。

子どもたち自身が、直接、虐待・暴力の被害を受けていることもあれば、保護者（母親など）への暴力を目撃して深く傷ついたり、「暴力をやめさせることができない」などと、自分を責めるようになることもあります。子どもたちへの精神的・心理的影響は大きなものですが、幼ければ幼いほど言葉で訴えることは難しく、また暴力をふるっているのが自分の親ですから、そのことを誰かに話すのはさらに困難になります。

虐待の早期発見と介入、防止は、子どもの安全な生活のためにも重要です。

<sup>\*</sup>ネグレクト：「育児放棄」の意味で、遺棄、衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置（栄養不良、極端な不潔、怠慢ないし拒否による病気の発生、学校へ行かせない、など）をいいます。

高齢者への虐待問題は、児童虐待と比べてメディアでの報道はそう多くありませんが、潜在的なケースはかなりの件数に上ると推察されています。その背景には、養護者である子および孫などの家族と同居している高齢者が多く、虐待する側もされる側も虐待の事実を隠す傾向が強いことが原因となっています。

養護者による高齢者への虐待は、背景にDVがある（あった）可能性が高く、一つの家庭内に複数の暴力が存在するケースが少なくありません。

潜在化しやすい高齢者虐待を早期発見・支援するためには婦人・児童・高齢者の問題に従事する機関の柔軟かつ横断的な連携と、地域での声かけや見守り、仲間づくりが必要です。

### どんなことが虐待にあたるのでしょうか？

#### 身体的虐待

暴力行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為、又は外部と接触させないような行為

たとえば

- たたく、つねる、殴る、蹴る
- ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に与える

#### 心理的虐待

高圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって苦痛を与えるような行為

たとえば

- 子ども扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口をいう

#### 性的虐待

本人の合意もなく性的な行為を行ったり、強要したりするような行為

たとえば

- 排泄の失敗の罰として下半身を裸にして放置するなど

#### 介護・世話の放棄・放任

介護や生活の世話をしている家族が、介護や世話を放棄するような行為

たとえば

- 食事や水分を与えない
- 劣悪な住環境の中に放置し生活させるなど

#### 経済的虐待

財産や金銭の無断使用や、本人が望む金銭の使用を理由なく制限するような行為

たとえば

- 必要な金銭を渡さない
- 本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使うなど



☆虐待は身体的な暴力だけでなく、高齢者の心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うことです。また、上記のうちの一つが単発で起こる場合や、複数の種類の虐待が同時に発生していることがあります。

## ■行政の取り組み

### 施策の方向(1) 児童虐待防止に向けて

具体的施策	施策の内容	担当課
養育支援を必要とする家庭の早期発見	妊娠、出産、育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見と必要な支援を適切に行うため、母子手帳の交付に際し、保健師等の専門職が直接対応します。 また、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問を併せて実施します。	健康福祉課
児童虐待の早期発見と通告先の周知	児童虐待を受けたと思われる子どもを発見したら、すぐに町や児童相談所、民生児童委員を介して町等に通告しなければならない義務があることを広報等で周知し、児童虐待の早期発見に努めます。	こども課
子育て教室の開催	子育てに関する知識、技能の向上と子育て中の親同士の交流促進のため「ぼっぼの会」等を開催し、その充実を図ります。	健康福祉課

### 施策の方向(2) 高齢者虐待防止に向けて

具体的施策	施策の内容	担当課
養護支援を必要とする家庭の早期発見	養護支援を特に必要とする家庭の早期発見と必要な支援を適切に行うため、養護支援訪問を併せて実施します。	健康福祉課 (地域包括支援センター)
高齢者虐待の早期発見と通告先の周知	虐待を受けたと思われる高齢者を見つけたら、すぐに町や地域包括支援センターに通報するよう努めなければならないことを広報等で周知し、高齢者虐待の早期発見に努めます。	健康福祉課

## ■町民に期待される取り組み

- しつけのつもりであっても、子どもに著しい害（傷害）を及ぼすものであれば虐待であり、しつけだからと正当化されるものではなく、子どもに対する重大な権利侵害であるという認識を持ちましょう。
- 子育てを頑張っている人を地域社会全体で支えていきましょう。
- 寝たきりや認知症など介護を要する高齢者を抱えている家庭や一人暮らしの高齢者をやさしく見守り、声をかけるなどして支えあいましょう。

**基本目標Ⅱ** あらゆる分野において男女がともに能力を発揮できる環境づくり

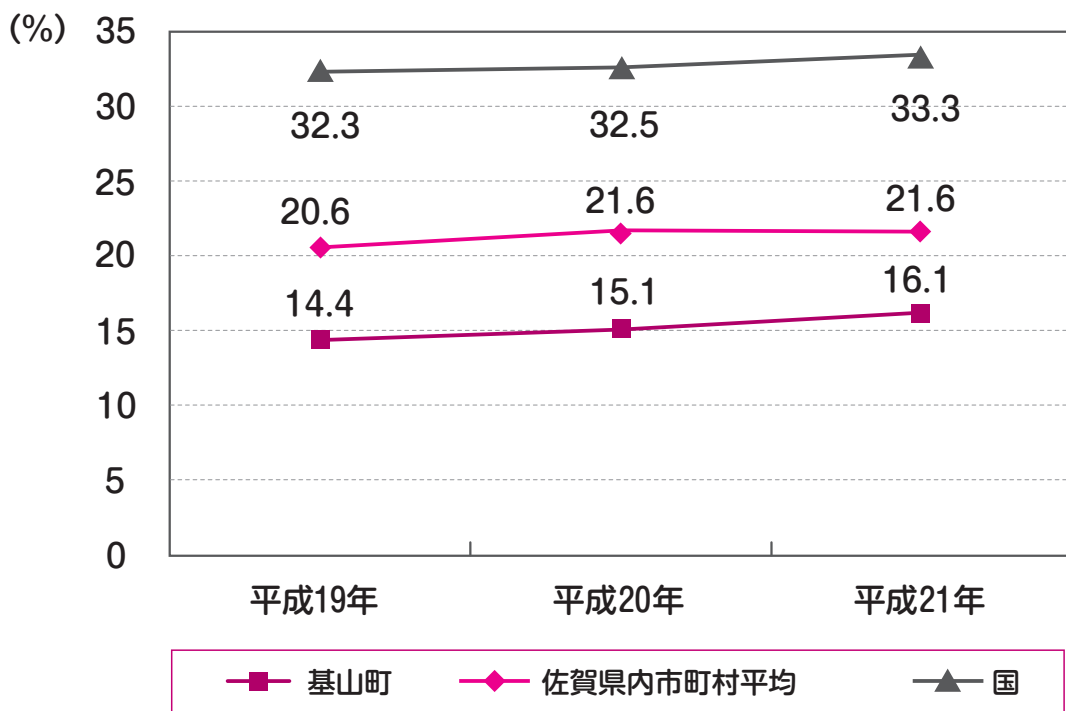
**基本課題①** 政策・方針決定の場への参画の推進

**■現状と課題**

地域社会を代表する立場である、町議会議員、行政の各種審議会委員、地域団体の代表者は、女性の割合が少なく、方針決定の過程への女性の活躍は十分とはいえない状況にあります。

本町における審議会等への女性委員の登用率は、平成21年で16.1%となっており、佐賀県内市町村平均や国の登用率と比べると低い状態となっております。

審議会等への女性委員の登用率の推移



また、町職員の採用は、近年女性も多いものの、現在、管理職はおりません。

平成21年度に実施した「一般対象意識調査」では、行政の政策方針を決定する場に女性参画の推進を希望する人の割合が24.4%となっており、女性がそうした場に参画しやすい環境を整え、様々な意見を反映した方針決定が行われるようにします。

## ■行政の取り組み

### 施策の方向(1) 町の審議会等への女性の登用促進

具体的施策	施策の内容	担当課
女性の登用の促進	積極的に女性の登用促進を図るとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。	総務課 関係各課

### 施策の方向(2) 各種計画策定時の積極的な町民の意見反映

具体的施策	施策の内容	担当課
懇談会やパブリックコメント等の実施、参加しやすい開催時間の設定	各種計画策定時には懇談会やパブリックコメント等を実施するとともに、懇談会などの開催時間を平日夜間や土・日曜日など働く男女が参加しやすい時間帯に設定するようにし、多くの町民の意見を反映していきます。	関係各課

### 施策の方向(3) 管理・監督者への女性の登用促進

具体的施策	施策の内容	担当課
事業所での女性登用の啓発	意欲と能力のある女性社員の管理・監督者への登用促進のため、チラシを配布するなど啓発等を実施します。	総務課
町女性職員の登用推進	意欲と能力のある町女性職員の管理・監督者への登用を推進します。	総務課
職員の研修等への参加促進	職員の政策・方針決定への参画を促進するため、能力開発を支援する研修等への参加を促進します。	総務課

## ■町民に期待される取り組み

- ・町の行事や町政等に関心を持ち、意思反映の場や政策・方針決定の場に積極的に参加、参画しましょう。
- ・女性社員・職員の管理職登用に理解を深めましょう。
- ・身近な女性が社会に参画することを後押ししていきましょう。
- ・事業所や各種団体は、女性が能力を十分に発揮できる環境づくりに努めましょう。
- ・事業所や各種団体は、意欲と能力のある女性の代表者、役員、管理・監督者への登用を進めましょう。
- ・事業所や各種団体は、女性の人材育成に努めましょう。



男女共同参画に関する意識調査（一般対象）より

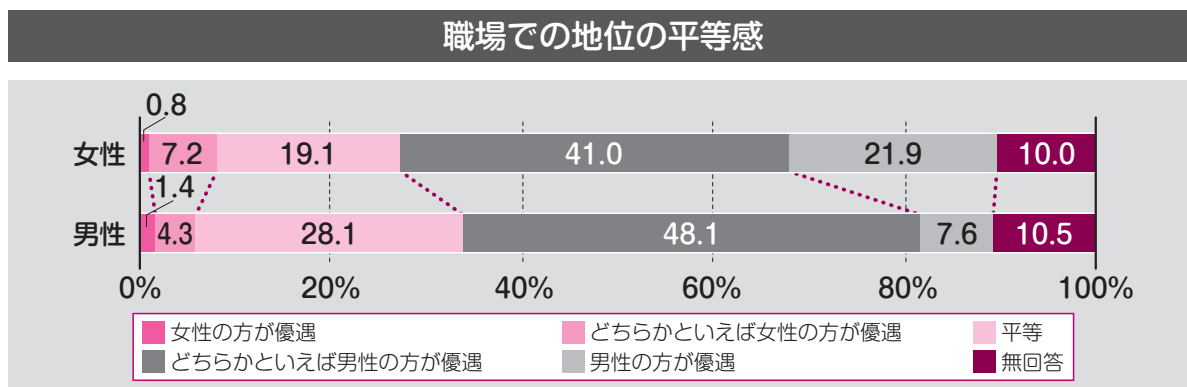
#### 70代以上男性

女性を中心とした企画立案を実施しないと、男性中心の現状と変わりがないと思う。

## 基本課題② 働く場での男女共同参画の推進

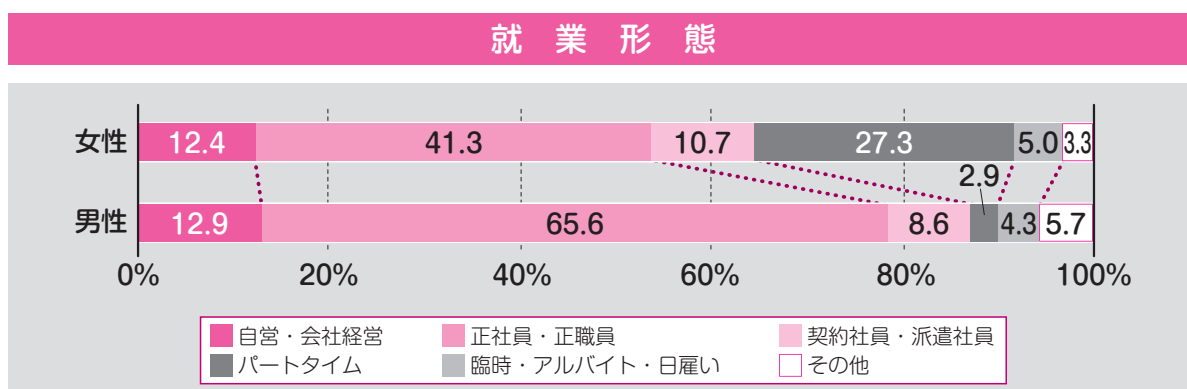
### ■現状と課題

平成21年度に実施した「一般対象意識調査」によると、職場において男女の地位が不平等であると感じている人は、男女ともに半数以上にのぼっています。また、差別を感じたことでは、職場での男女格差について「賃金に格差がある」「昇進における差別がある」との意見が多数ありました。



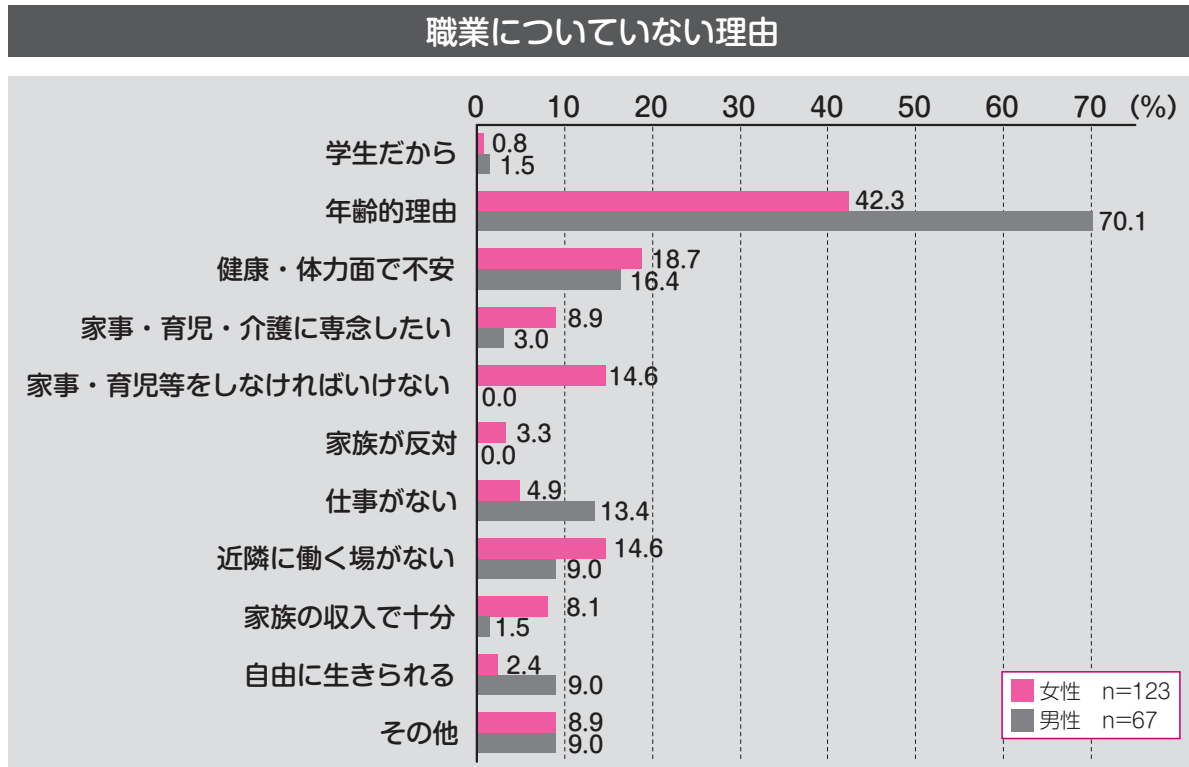
資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：平成21年）

また、同調査により、就労している男性の割合は女性を上回っており、なかでも「正社員・正職員」の割合については、男性が女性の1.5倍近くとなっており、逆に「パートタイム」の割合については女性が男性の10倍近くとなっていることから、就労状況に大きな男女差が生じていることがわかります。



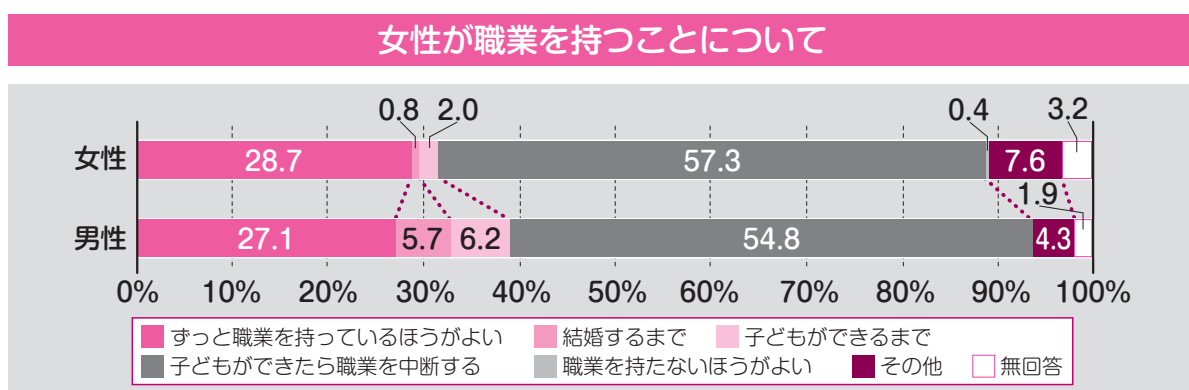
資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：平成21年）

さらに、就労していない人が仕事をしていない理由をみると、家事や育児、介護の負担が大きいことを挙げる女性が多数おり、「女性は家庭」という性別役割分担意識が就労の阻害要因として影響していることがうかがえます。



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：平成21年）

女性が職業を持つことに対する意識をたずねると、子どもができれば職業を中断するのがよいと考える人が5割をこえており、ずっと職業を持っているほうがよいと考える人も3割近くいましたが、全国的にはこの順位が逆であり、子どもが小さいうちは母親が家にいたほうがよいという「M字型就労」の考え方が全体的に根強く残っているようです。なお、「中学生対象意識調査」においても、同じような結果が出ています。



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：平成21年）

女性労働者が性により差別されることなく、個人の能力に応じた機会と待遇が確保され、また、多様な生き方に応じた適切な労働条件が確保される環境づくりを事業者へ働きかけることが必要です。

■行政の取り組み

施策の方向(1) 事業所に対する男女共同参画の啓発促進

具体的施策	施策の内容	担当課
男女雇用機会均等法 <sup>※</sup> などについての周知	事業所、労働者にたいして、企業訪問時に男女雇用機会均等法、育児・介護休業法についてのパンフレットやチラシを配布し、周知に努めます。	企画政策課

施策の方向(2) 農業・自営業分野での女性の労働条件改善の啓発

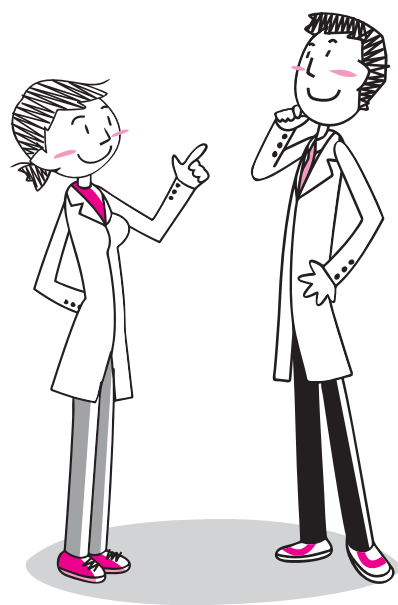
具体的施策	施策の内容	担当課
女性の労働条件改善の啓発	広報誌、ホームページ、チラシ等で、女性の労働条件改善に関する情報を提供し、周知に努めます。	総務課

施策の方向(3) 就労環境の整備と支援

具体的施策	施策の内容	担当課
子育て支援サービスの充実	多様なライフスタイルに対応するため、「基山町次世代育成支援対策後期行動計画」などに基づいた子育て支援サービスの充実を図ります。	こども課
ひとり親家庭の自立支援の充実	ひとり親家庭に対し、積極的に相談に応じ、関係機関を紹介し自立支援を行います。	こども課

■町民に期待される取り組み

- 労働の基本的権利や関連する法律などについて学びましょう。
- 育児・介護休業制度等を十分に理解し、有効的に活用しましょう。
- 子育てや介護などを支援するサービスについて理解を深め、自分のライフスタイルに合ったサービスを有効的に活用しましょう。
- 事業所は労働者の権利について熟知し、関連する法を遵守しましょう。
- 事業所は仕事と家庭が両立できる環境を整えましょう。



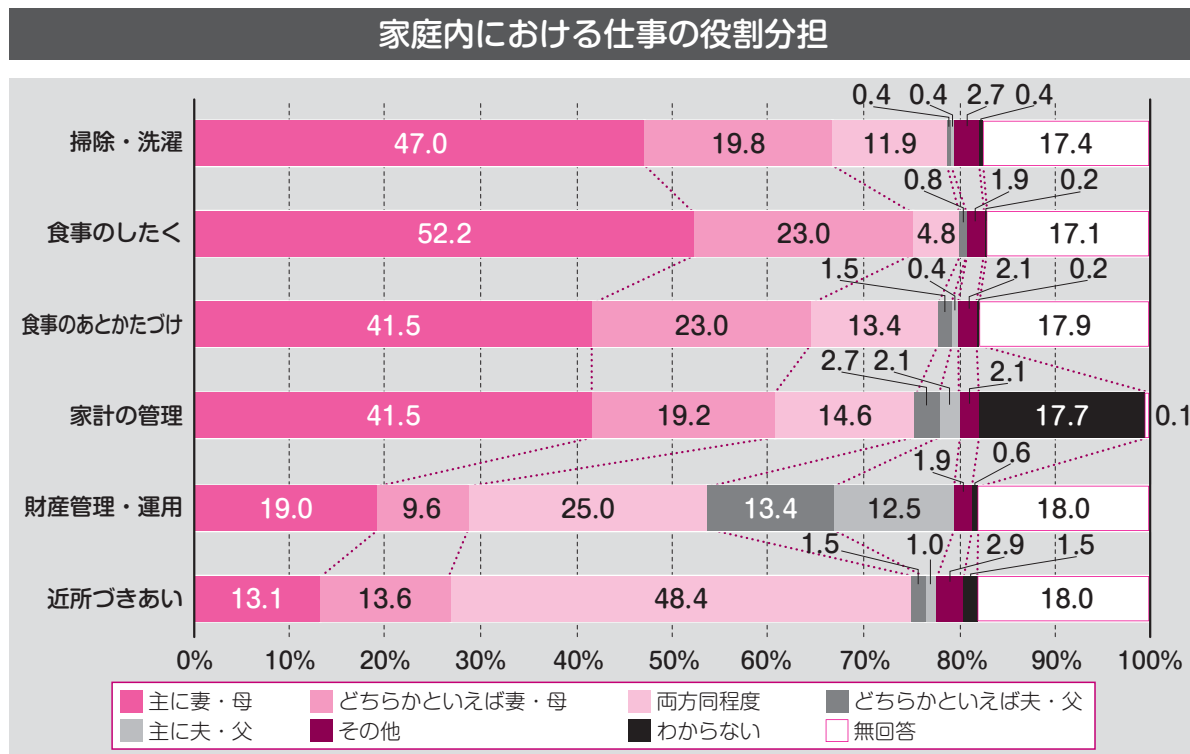
<sup>※</sup>男女雇用機会均等法：就業の場で働く男女が均等に機会や待遇が確保されることを目的とした法律です。募集・採用から退職に至るまで男女の均等を図るものでしたが、その多くが努力規制に止まるものでした。実態的な男女平等に向けて見直しが行われ、平成19（2007）年に改正されました。主な改正点は、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシャル・ハラスメント対策、母性健康管理措置等があります。



## 基本課題③ 家庭生活での男女共同参画の推進

### ■現状と課題

平成21年度に実施した「一般対象意識調査」によると、家庭での役割分担において妻が担う役割の高い項目は“食事のしたく（75.2%）”“掃除・洗濯（66.8%）”“食事のあとかたづけ（64.5%）”“家計の管理（60.7%）”となっており、女性が家庭生活の大部分を担っている現状がうかがえます。



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：平成21年）

働く女性が増える一方で、未婚率の上昇や晩婚化によって少子化が急速に進んでいるのも、女性が家庭生活の大部分を担っていて、仕事と育児を両立できる環境が十分に整っていないことも一因として考えられます。

男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが必要です。

なかでも、家庭における環境づくりが重要であり、女性も男性もともに家族としての責任を担い、社会がこれを支援していくことが必要となっています。特に男性については、これまでの職場中心の意識やライフスタイル（生活様式）から職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換の支援が求められています。そのため、男女の固定的性別役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参画を促進することも必要です。

■行政の取り組み

施策の方向(1) 固定的性別役割分担※意識の改革のための広報・啓発

具体的施策	施策の内容	担当課
家庭における男女共同参画意識浸透のための啓発活動の充実	広報誌、ホームページ等で男女ともに家庭、職場、地域のそれぞれにおいて責任を果たすことが重要であるという意識啓発の情報を提供します。	総務課

施策の方向(2) 男性の家庭生活への参加促進

具体的施策	施策の内容	担当課
男性の育児参加のための教室の開催	父親に妊婦体験等をしてもらうことで、育児への参加を促すことを目的としたパパママ教室を開催します。	健康福祉課
男性のための料理教室の開催	男性の家事能力の向上を目的として、食生活改善推進協議会による「男性の料理教室」を開催します。	健康福祉課

施策の方向(3) 子育て支援の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
子育て支援サービスの充実	多様なライフスタイルに対応するため、「基山町次世代育成支援対策後期行動計画」などに基づいた子育て支援サービスの充実を図ります。(再掲)	こども課
ひとり親家庭の自立支援の充実	ひとり親家庭に対し、積極的に相談に応じ、関係機関を紹介し自立支援を行います。(再掲)	こども課
子育て教室の開催	子育てに関する知識、技能の向上と子育て中の親同士の交流促進のため「ぼっぼの会」等を開催し、その充実を図ります。(再掲)	健康福祉課
子育てに関する相談体制の充実	乳幼児健診、各種子育て教室時に母子保健推進員を配置し、気軽に相談を受ける体制を整えます。	健康福祉課

■町民に期待される取り組み

- ・家庭での男女の協力関係について話し合ってみましょう。
- ・男性の家庭生活への参画について、男女ともに認識を高めましょう。
- ・地域での子育て支援に関する取り組みに積極的に参加、参画しましょう。

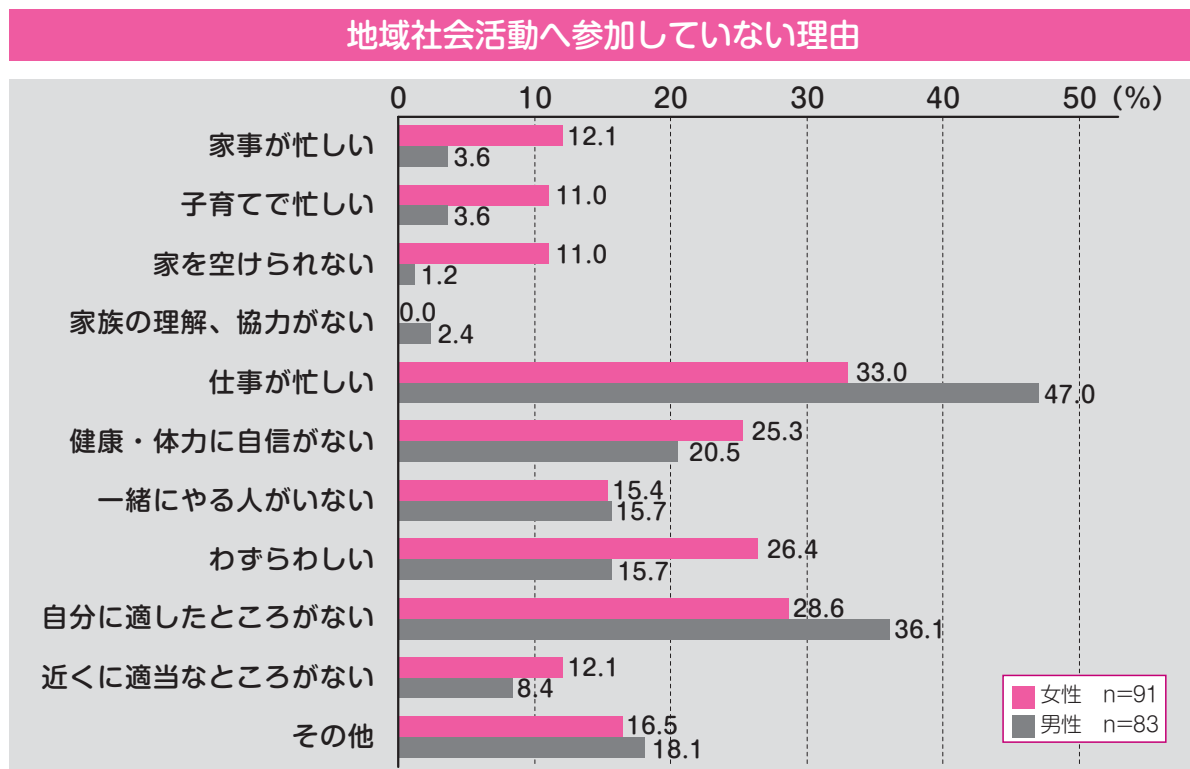
※固定的性別役割分担：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

## 基本課題④ 地域社会での男女共同参画の推進

### ■現状と課題

暮らしやすく活力ある地域社会をつくるためには、様々な年代の男女が地域活動に積極的に参加することが必要です。

平成21年度に実施した「一般対象意識調査」によると、地域活動への参加が全くない人の割合は4割弱で、何らかの活動に参加している人が多いということがわかります。しかし、参加していない人の理由を聞くと、仕事で時間がとれない人が多く、特に女性では家庭内の役割を果たすために参加できないという人もいますことから、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）<sup>\*</sup>の必要性がうかがえます。



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：平成21年）

また、「地域活動・社会活動の場」において「女性の方が優遇されている」（女性優遇派）と回答した人は8.1%なのに対して、「男性の方が優遇されている」（男性優遇派）と回答した人は33.3%と女性優遇派を大きく上回り、男女平等であると認識する人は少ない状況です。

今後は、女性が男性とともに地域活動において方針決定に参画できるよう、啓発を実施していくとともに、男女がともに地域活動に参加しやすい環境づくりを行う必要があります。

<sup>\*</sup>ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であることです。このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要であるとされています。

■行政の取り組み

施策の方向(1) 地域社会での男女平等意識の醸成と地域活動への参画促進

具体的施策	施策の内容	担当課
女性の能力開発の支援	女性が自らの意思で社会のあらゆる分野で参画できる力をつけるため、各種講座、研修会を案内・周知します。(再掲)	総務課 教育学習課
女性が参画しやすい環境づくり	自治会やPTA、ボランティア団体等に対して、それぞれの団体の運営に係る意思決定について、女性が参画しやすい環境づくりのための研修会の案内等、啓発活動を行います。	総務課
多様なライフスタイルを尊重する意識づくり	一人ひとりが自分にあった働き方が選択でき、男女がそれぞれに家庭、仕事、地域において調和のとれた活動ができるように、広報誌、ホームページ等で定期的な啓発に努めます。	総務課

■町民に期待される取り組み

- 性別や年齢にとらわれず、地域活動に積極的に参加、参画し、地域社会を活性化させましょう。
- 自治会や各種団体などでは、男女がともに地域活動の参加、参画できる組織づくりをしましょう。

みんなの声

男女共同参画に関する意識調査（一般対象）より

50代女性

仕事では女性が男性と同じように、残業、夜の会議に参加したり、人の前に立ったり、責任や決定をすることが大切だと思う。制度について意見を言っても、女性側の意識が育っているかが問われる。



## 基本目標Ⅲ 男女がともに健康で安心して暮らせるまちづくり

### 基本課題① 生涯にわたる心と体の健康づくり

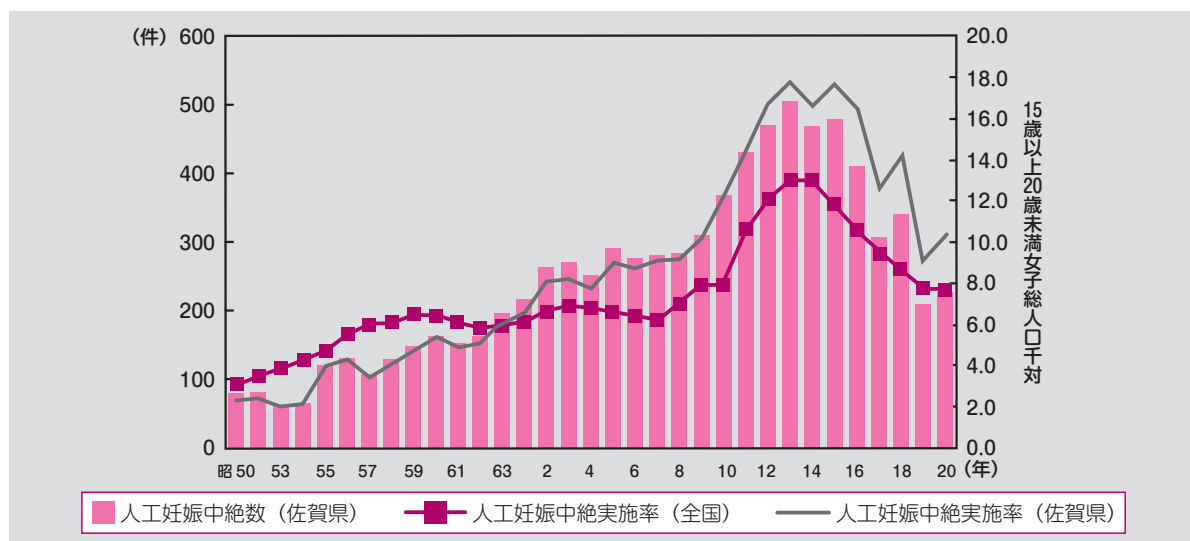
#### ■現状と課題

男女がその個性と能力を十分発揮し、さまざまな分野に参画していくためには、心身ともに健康であることが前提となります。

現在、女性をめぐる健康の問題として、性行動の低年齢化に伴う望まない妊娠や性感染症の増加、育児・介護における女性への過重の負担、仕事と家庭の両立が困難な労働環境など女性の心身にわたる健康の阻害が挙げられます。

佐賀県の10代の人工妊娠中絶率は、昭和55年ごろから増加し、昭和63年に全国平均を上回った後、平成18年度はワースト1位、平成19年度はワースト11位、平成20年度はワースト4位という高い状況が続いています。青少年の性行動が低年齢化している状況を踏まえ、“リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）”<sup>\*</sup>の概念の普及・啓発を行うことが必要です。

10代の人工妊娠中絶数及び実施率



■行政の取り組み

施策の方向(1) ライフステージに応じた健康づくりの推進

具体的施策	施策の内容	担当課
健康づくりのための啓発活動の推進	生涯を通じた健康の保持増進に向け、自分自身の健康について認識し、自己管理能力を高めるような啓発活動を行います。	健康福祉課
健康診断等受けやすい環境整備	託児、早朝受付、休日実施、事前予約による短時間化等により、受診しやすい環境整備を行います。	健康福祉課
健康づくり教室の開催	生涯を通じ健康で過ごせるように、個人の主体的な健康づくりを支援し、ライフステージに応じた健康づくり教室を開催します。	健康福祉課 教育学習課
健康相談窓口の周知徹底	一人で悩みを抱え込まないよう、心や体の健康について、窓口相談、電話相談を行うとともに、他団体で実施している相談窓口を周知します。	健康福祉課 総務課 関係機関

施策の方向(2) 学童期における健康教育の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
学校での性教育の充実	小・中学校に町の保健師が出向き、喫煙による健康被害、薬物乱用による影響、エイズや性感染症等の正しい保健や性に関して啓発を図ります。	健康福祉課 教育学習課

■町民に期待される取り組み

- 健康診断を受診し、自分の健康は自分で管理しましょう。
- 各家庭において、男女の性と健康を理解し、お互いを尊重する性教育をしましょう。
- 各家庭において、自分を大切だと思えるような教育を推進しましょう。

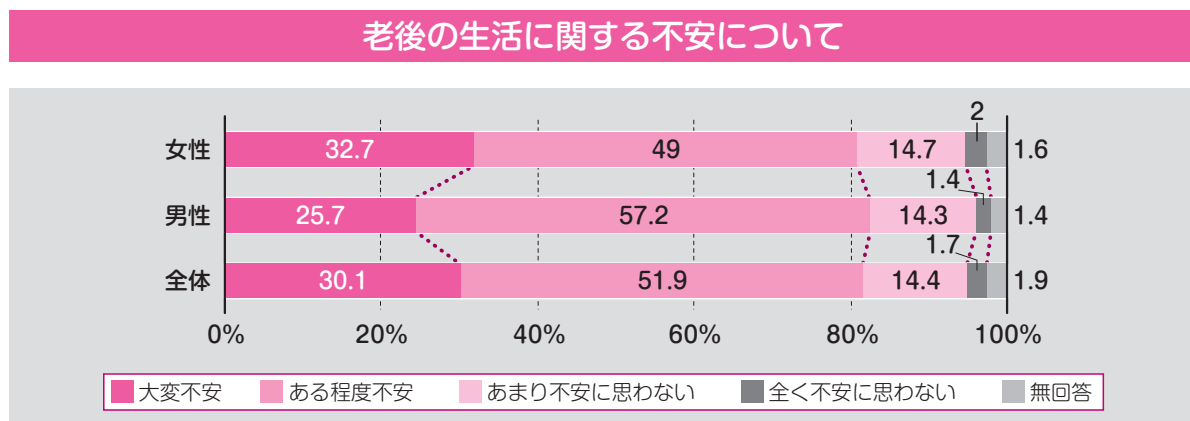


## 基本課題② 年齢・障がいの有無にかかわらず、すべての男女が安心して暮らせるまちづくり

### ■現状と課題

全国的に高齢化が進む中、基山町においては高齢化率が19.2%（平成17年度国勢調査）となり、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加しております。

平成21年度に実施した「一般対象意識調査」によると、老後の生活について不安を感じている人は全体で8割を超え、多くの人不安を感じている状況です。



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：平成21年）

性別はもとより、年齢や障がいの有無などにかかわらずすべての男女が安心して暮らせる環境づくりは、男女共同参画社会の実現には不可欠な要素と言えます。

今後は、高齢者や障がい者を単に支えられる側に位置づけるのではなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として捉え、社会参画に向けた支援の充実を図る必要があります。

また、年齢、障がいの有無などにかかわらず、男女が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、道路環境の整備や交通機関の利便性向上などのハード面のみならず、地域全体で声をかけあい、町全体で防犯意識を高めるといったソフト面にも取り組み推進していく必要があります。

■行政の取り組み

施策の方向(1) 高齢者や障がい者などの福祉・社会参加の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
介護サービスの充実	「基山町老人保健福祉計画」に基づき、高齢者保健福祉サービスや介護サービスの充実を図ります。	健康福祉課
介護予防の推進	転倒予防教室や高齢者向けの講座を開催し、高齢者が介護を要する状態にならないよう介護予防を推進します。	健康福祉課
高齢者の自立支援	高齢者の経済的自立を支援するため、シルバー人材センター等関係機関と連携を深め、情報提供に努めます。	健康福祉課
障がい者支援サービスの充実	障害者自立支援法及び平成21年度に策定した「(第2期)基山町障害福祉計画」の推進を図りながら、障がい福祉サービス等の充実とともに施策の展開を図ります。	健康福祉課
高齢者・障がい者に対する情報提供及び相談体制の充実	高齢者、障がい者の自立した生活を可能にする多様なサービスの情報提供や、気軽に相談できる相談体制の充実及び相談窓口の周知徹底を図ります。	健康福祉課

施策の方向(2) すべての人にやさしいまちづくり

具体的施策	施策の内容	担当課
地域の見守り体制の推進	犯罪のおきにくい安全なまちを目指して、地域や関係機関が協力し、防犯体制の充実や防犯意識の高揚に取り組みます。	農林環境課
あいさつ運動の推進	地域での助け合い、思いやりの意識を高めるため、会った人には声をかけるあいさつ運動を推進します。	関係各課
道路環境、交通機関の整備・改善	高齢者や障がい者、妊産婦の方などすべての男女が利用、移動しやすいように、道路環境や交通機関の整備、改善に努めます。	まちづくり推進課

■町民に期待される取り組み

- ・自分の地域を見直し、地域での助け合い、思いやりの意識を持ちましょう。
- ・地域社会で高齢者や障がい者を孤立させないように、協力し合いましょう。



## 第4部

## 推進体制

## 1 推進体制の整備

男女共同参画社会の実現を目指し、このプランに盛り込まれた各事業を総合的かつ効率的に実施していくために、庁内各課の連携強化を図るとともに、行政と町民・地域・企業との協働を促進する推進体制の整備を目指します。

- 庁内に「男女共同参画庁内推進会議」を設置し、関係各課との連携を図りながら施策の総合的、効果的推進に努めます。
- 各課に男女共同参画推進員を設置します。

## 2 計画の進行管理

男女共同参画社会を実現するために、行政と町民が協力して推進していく体制が必要です。このプランに基づく事業を推進し、あわせて進捗状況の点検・評価を行い、基山町の男女がその個性と能力を十分に発揮し、生涯にわたっていきいきと暮らすことのできる社会の実現を目指します。

- 本プランを実効性のあるものにするため、「基山町男女共同参画推進委員会」を設置し、事業の進捗状況の点検・評価を行います。



## 付 属 資 料

- 男女共同参画社会基本法
- 佐賀県男女共同参画推進条例
- 基山町男女共同参画推進プラン策定委員会設置要綱
- 基山町男女共同参画推進プラン策定委員会委員名簿

# 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正

平成11年7月16日 法律第102号

同 11年12月22日 同 第160号

## 目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

### (法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### (年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

### (国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

### (苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

## (調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

## (国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第三章 男女共同参画会議

### (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

### (議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

### (議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

### (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

**(資料提出の要求等)**

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

**(政令への委任)**

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則

**(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**(男女共同参画審議会設置法の廃止)**

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

**(経過措置)**

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

**(総理府設置法の一部改正)**

第四条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

**(施行期日)**

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

### (委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

### (別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

### (施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕



# 佐賀県男女共同参画推進条例

(平成13年10月9日佐賀県条例第42号)

## 目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第八条—第十七条）

第三章 佐賀県男女共同参画推進審議会（第十八条—第二十三条）

第四章 雑則（第二十四条）

附則

男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。この理念に基づき、佐賀県では、差別や偏見のない、お互いの人権が尊重される社会の実現を目指し、さまざまな取組を行ってきた。

今日、少子高齢化など社会が急速に変化している中で、豊かで活力のある佐賀県を築いていくためには、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行など、男女の主体的で自由な活動の選択を妨げる要因の解消を図り、性別にかかわらず、個性や能力が十分に発揮できる社会を実現することが、重要かつ緊急な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、ここに、男女が互いにその生き方を尊重し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本となる事項等を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく制度又は慣行が、男女の主体的で自由な活動の選択を妨げないよう配慮されなければならない。

- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校及び地域における活動その他の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に、推進されなければならない。

### (県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画施策を推進するに当たっては、市町、県民及び事業者と連携し、及び協力して取り組むよう努めるものとする。

（平一七条例七四・一部改正）

### (県民の責務)

第五条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 県民は、県が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

### (事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、県が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

### (性別による権利侵害の禁止)

第七条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により他人を不快にさせ、もってその者の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。
- 3 何人も、あらゆる場において、男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）を行ってはならない。

## 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

### (県民等の理解を深めるための措置)

第八条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等を行うとともに、学校教育、社会教育その他の教育において適切な措置を講ずるものとする。

### (事業者の報告)

第九条 知事は、男女共同参画を推進するために必要があると認めるときは、事業者に対しその事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

- 2 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表するものとする。

### (表彰)

第十条 知事は、男女共同参画を積極的に推進する県民及び事業者を表彰することができる。

**(市町及び県民に対する支援)**

第十一条 県は、男女共同参画の推進に関し、市町が実施する施策及び県民が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平一七条例七四・一部改正)

**(調査研究等)**

第十二条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うよう努めるものとする。

**(相談の処理等)**

第十三条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による男女の人権の侵害に関し県民から相談の申出があった場合は、適切に処理するものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県民又は事業者から意見の申出があった場合は、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、佐賀県男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

**(男女共同参画推進員の設置)**

第十四条 知事は、前条に規定する相談の申出及び意見の申出の受付等並びに男女共同参画に関する啓発活動を行わせるため、男女共同参画推進員を置くことができる。

**(推進体制の整備等)**

第十五条 県は、男女共同参画施策を推進するため、県の推進体制を整備するとともに、市町、県民及び事業者との連携を図るものとする。

2 県は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(平一七条例七四・一部改正)

**(附属機関等における積極的改善措置)**

第十六条 県は、その設置する附属機関等の委員の任命等について、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

**(年次報告)**

第十七条 知事は、男女共同参画の状況、男女共同参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

---

**第三章 佐賀県男女共同参画推進審議会**

---

**(設置)**

第十八条 男女共同参画施策について調査審議するため、佐賀県男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

**(組織)**

第十九条 審議会は、知事が委嘱する委員二十人以内で組織する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

**(会長)**

第二十条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第二十一条 審議会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係県職員又は学識経験のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (幹事)

第二十二条 審議会に、審議会の会務について委員を補佐させるため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係県職員のうちから知事が任命する。

## (庶務)

第二十三条 審議会の庶務は、佐賀県くらし環境本部において処理する。

(平一六条例二・一部改正)

---

## 第四章 雑則

---

## (委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

---

## 附 則

---

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三章及び次項の規定は、平成十四年六月一日から施行する。

## (佐賀県男女共同参画推進審議会条例の廃止)

2 佐賀県男女共同参画推進審議会条例（平成二年佐賀県条例第十四号）は、廃止する。

附 則（平成一六年条例第二号）抄

## (施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第七四号）

この条例中第八条、第十条、第十三条、第十八条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十七条、第四十一条、第四十三条、第四十五条、第四十八条、第五十四条、第六十四条及び第六十七条の規定は平成十八年一月一日から、第十五条、第二十六条、第三十八条、第六十三条及び第六十五条の規定は平成十八年三月一日から、その他の規定は平成十八年三月二十日から施行する。

# 基山町男女共同参画推進プラン策定委員会設置要綱

平成20年9月30日

告示第102号

## (設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けて、基山町における取り組むべき施策や課題に対応するため、その指針となる計画策定にあたり、広く町民の意見を反映させ、男女共同参画施策について協議、検討及び推進することを目的に、基山町男女共同参画推進プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 基山町男女共同参画推進プラン（以下「推進プラン」という。）の策定に関すること。
- (2) その他、男女共同参画に関し、必要と認められる事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者及び公募の町民のうちから町長が委嘱する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、推進プラン策定の完了までの間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め意見及び説明を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

**基**

山町男女共同参画推進プラン策定委員会委員名簿……

氏 名	団 体 名 等	備 考
大久保 由美子	公募	会長
原 芳 子	人権擁護委員	副会長
木 原 ちどり	佐賀県男女共同参画推進員	
水 田 洋 子	佐賀県男女共同参画推進員	
益 田 勝 俊	区長会代表	
直 塚 裕 典	教育関係代表 (基山中学校教頭)	～平成21年3月31日
橋 本 裕 実	教育関係代表 (基山中学校教頭)	平成21年4月1日～
平 野 正 昭	事業所代表 (コカ・コーラウエストプロダクツ(株)基山工場)	～平成21年7月31日
合 谷 正一郎	事業所代表 (コカ・コーラウエストプロダクツ(株)基山工場)	平成21年8月1日～
武 若 このみ	公募	

